

2020年度地方財政計画について

飛 田 博 史

はじめに

2019年12月20日に2020年度政府予算案が閣議決定され、同時に2020年度の地方財政対策（以下「地財対策」と呼ぶ）が公表された。新年度は、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2018」に明記された一般財源総額実質同水準ルールのもとで、歳出では、消費増税にともなう幼保無償化の平年度化、会計年度任用職員の人件費、地域社会再生事業費など、一般行政経費を中心とする経費の充実が目立った。一方、歳入では、一般財源総額が過去最高に達しながらも地方交付税関連の国税見通しが概算要求を下回るなど、例年に比べて厳しい状況が見られた。本稿は2020年度地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）および地財対策の概要と特徴について解説し、新年度の財源保障の本質を読み解いていく。

1. 地財計画と地財対策の概況

（1）2019年度交付税減額補正と財政措置

まず、2019年度の地方交付税（以下「交付税」と呼ぶ）法定率分の下振れにともなう補正予算案について触れておこう。交付税の基礎財源である国税5税の法定率分は、国税の当初見込みで決定されるが、2019年度は所得税、法人税などが当初予算を大幅に下回り、総額で2兆3,150億円の減収見込みとなった。この結果、法定率分についても7,349億円の減額補正となり、2019年12月13日に閣議決定された補正予算案において、同額を補てんすることになり、その財源の大半は特例公債（赤字公債）の発行によりまかなわれた。こうした減額補てんは、直近では2016年度の補正予算以来であるが、2020年度の地財計画でも国税見通しは例年に比べて厳しくなっており、米中貿易摩擦による世界経済への影響が懸念されるなかで、税収見通しの潮目の変化が見て

取れる。

なお、減額補正分については2021年度から10年間にわたり精算される予定であり、毎年度の交付税法定率分から控除されるため、他の精算分とあわせて後年度の交付税財源の減額要因となる。

(2) 概算要求段階

昨年8月末の概算要求時に示された収支見通しの仮試算では、収支規模が91.6兆円(2.2%以下カッコ内は伸び率)、一般財源総額は64.0兆円(2.0%)と消費増税の平年度化を踏まえ、大幅な増額要求となった。地方交付税についても16.8兆円(4.0%)と交付税法定率分の伸びを見込んで2年連続で前年度を上回る額を盛り込んだ。このうち法定4税を含む一般会計の繰り入れが16.2兆円(4.3%)、交付税特別会計における地方法人税が1.2兆円(70.3%)と、消費増税の平年度化や地方法人税の税率引き上げによる増収分を反映させている。

歳出では一般行政経費40.2兆円(4.5%)と、消費増税にともなう幼保無償化などの社会保障の充実、自然増などを織り込んで大きく伸ばした。また給与関係経費については人事院勧告を踏まえた給与改定所要額を反映させ、20.4兆円(0.4%)と微増とした。そのほかの別枠の一般行政経費や投資的経費関連は2019年度と同額としていた。なお、この時点では、会計年度任用職員の人件費や地方法人課税の偏在是正にともなう水準超経費の影響分は反映されていなかった。

一方、歳入では、地方税が41.0兆円(2.1%)と地方消費増税の平年度化を含め昨年度を上回る伸びを見込んでいた。また、地方譲与税は2.6兆円(▲2.4% ▲はマイナス以下同)とした。そのほかでは社会保障費の増加により国庫支出金が15.4兆円(4.9%)と大きく伸ばし、地方債についても9.5兆円(1.1%)と前年度を上回る見通しとなっていたが、これは臨時財政対策債(以下「臨財債」と呼ぶ)の発行額が前年度を0.1兆円上回る試算によるものであった。

以上を踏まえた上で新年度の地財計画を見ていこう。

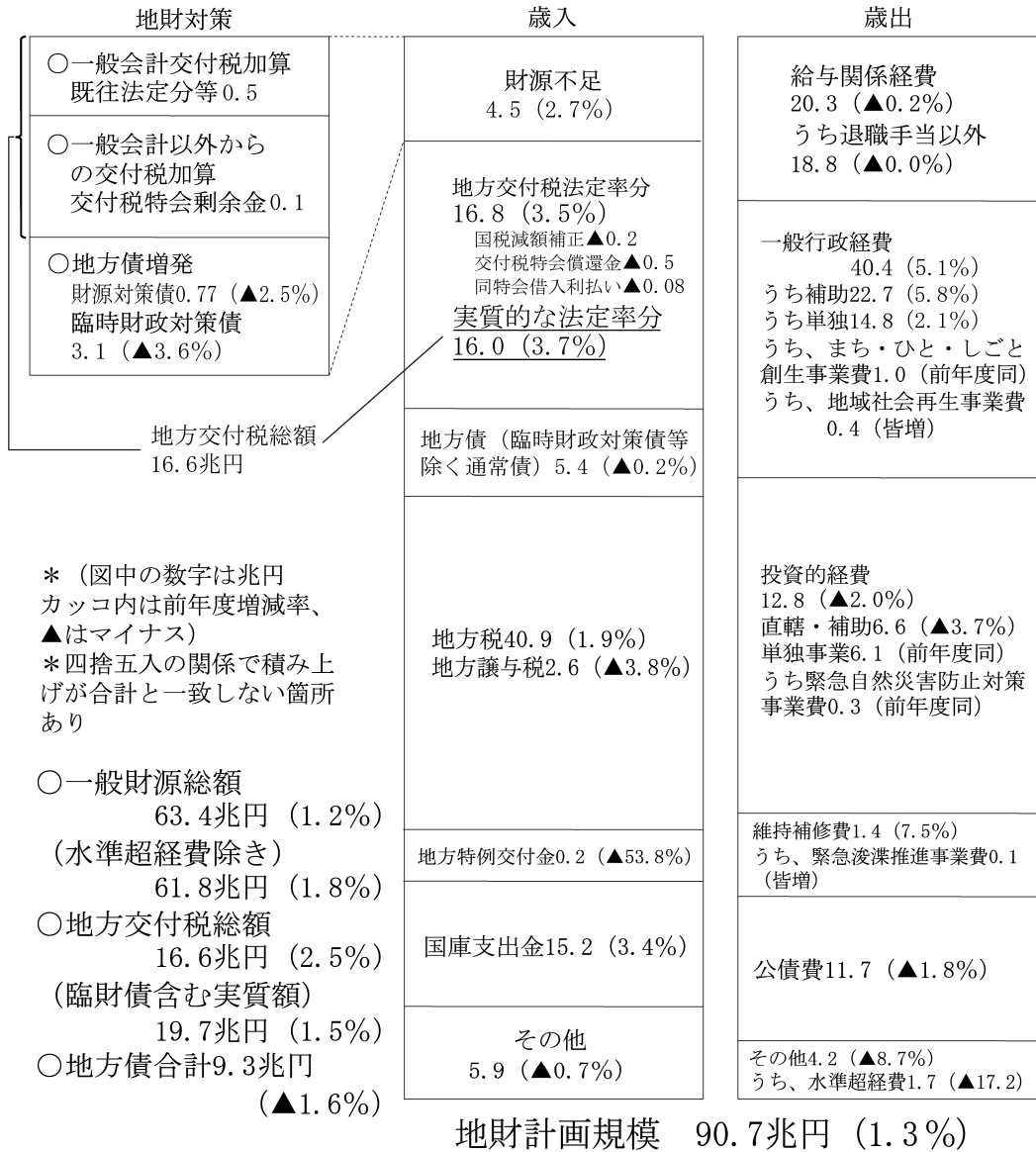
(3) 概況 — 地財規模は過去最高水準を更新

図表1は2020年度の地財計画の規模と地財対策の全体像(通常収支分)、図表2は計画規模や一般財源総額等の推移を表したものである。地財計画の規模は、90兆7,397億円(1.3%)と8年連続で前年度を上回り、過去最高となった2019年度(89兆

5,930億円)の水準を更新した。一般財源総額も63兆4,318億円(1.2%)、不交付団体の水準超経費を除く実質額でも61兆7,518億円(1.8%)といずれも11年連続で前年

図表1 2020年度地財計画と地財対策の全体像

(通常収支分 単位:兆円)



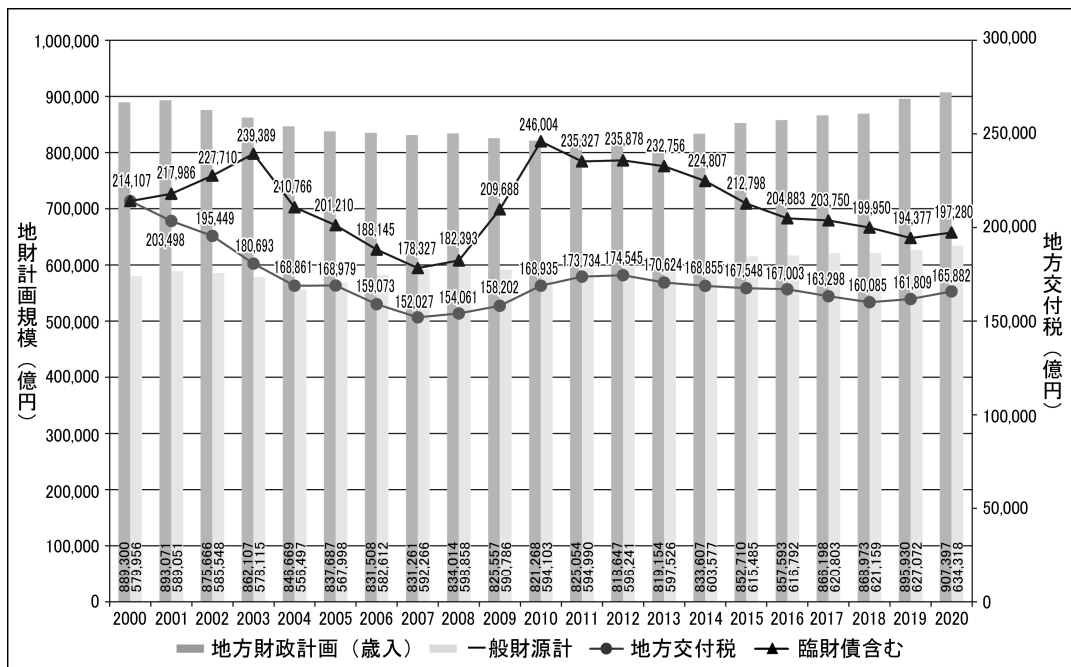
(資料) 2020年度地財計画資料より作成

度を上回った。一般財源総額の実質額の伸びが総額を上回ったのは2012年度以来であるが、当時と比べても額、伸び率ともに高くなっている。これは後述する地方法人課税の偏在是正の効果が寄与している。

交付税総額は16兆5,882億円（2.5%）と2年連続で前年度を上回り、交付税の振り替え財源である臨財債を含めた実質額でも19兆7,280億円（1.5%）と2010年度以来久々に前年度を上回った。

このように地財規模、一般財源総額などの概況が「過去最高」や「前年度を上回る」結果となっている主な要因として、以下の3点があげられる。第一に消費増税にともなう地方交付税の法定率分の増加および法定率の引き上げ（率は低下、実質増）、第二に地方消費税の増税、第三に消費増税にともなう偏在是正措置（地方法人税税率引き上げ、特別法人事業譲与税の創設）があげられる。第一、第二の要因は社会保障の充実と一体のものであり、相当額の地財規模が膨らむのは当然であり、その限りにおいては一般財源総額実質同額ルール範囲内の規模拡大ということができる。第三の

図表 2 地財計画、地方交付税の推移



(資料) 各年度の地財計画資料より作成

要因は不交付団体の水準超経費の抑制分を実質的な規模拡大に活用できる分であり、後述する地域社会再生事業費は主にこの財源によるものである。

図表3は地財規模に関連する概算要求と地財計画との金額の比較である。

地財規模、一般財源総額ともに概算要求を下回っており、過去5年間のなかでは最もかい離が大きくなっている。しかも、地財計画の規模は会計年度任用職員の人件費や偏在是正の効果分の経費を織り込んでの水準であり、その点では概算要求の段階から絞り込まれたといえる。そのなかでは水準超経費を除く実質的な一般財源総額が概算要求を上回った点が数少ないプラス要因である。一般財源の内訳で見ると地方税、交付税が概算要求を下回っており、国税、地方税の概算要求段階の見通しが下振れしている。

図表3 概算要求との比較

(単位：兆円)

		概算要求	地財計画	対概算要求比
概 況	地財計画	91.6	90.7	-0.9
	一般歳出	76	75.9	-0.1
	一般財源総額	64.0	63.4	-0.6
	*水準超経費除く一般財源	61.7	61.8	0.1
	地方税	41	40.9	-0.1
	地方譲与税	2.6	2.6	0
	地方特例交付金	0.2	0.2	0
	地方交付税	16.8	16.6	-0.2
	臨財債	3.4	3.1	-0.3

(資料) 総務省概算要求資料および2020年度地財計画から作成

(4) 地財対策の状況

① 厳しかった交付税総額の確保

財源不足は4兆5,285億円(2.7%)と3年ぶりに増加した。この主な要因は概算要求段階に比べ、交付税の法定率分の見通しが下振れしたことがあげられる。

図表4は税目別の法定率分を概算要求段階と地財計画段階で比較したものである。

概算要求を下回ったのは所得税(▲2,597億円)、法人税(▲3,357億円)、消費税(▲233億円)であり、一般会計の繰り入れ分が減収見通しとなっている。これに対し交付税特別会計直入分である地方法人税(2,857億円)は税率の引き上げに

より増加しているが、合計ではマイナス3,325億円と概算要求の段階を大幅に下回る結果となっており、8月末の概算要求段階から約4カ月の間に交付税財源の見通しに変化したことがわかる。

参考までに2019年度の法定率分との比較でも、所得税（▲1,341億円）、法人税（▲2,625億円）、酒税（▲30億円）で下回っており、消費増税と地方法人税の税率引き上げにより、プラスとなっている。

このように2020年度の交付税財源の発射台は、消費増税とこれにともなう地方法人税の増税によって辛うじて支えられるかたちとなり、税制改正の要因を除けば実質的には厳しい状況であった。

図表4 税目別の法定率分の状況

(単位：億円)

法定5税	法定率%	2020年度		増減 対概算要求B-A	参考 対2019年度 地財計画
		(A) 概算要求段階	(B) 地財計画		
所得税	33.1	67,238	64,641	-2,597	-1,341
法人税	33.1	43,292	39,935	-3,357	-2,625
酒税	50	6,320	6,325	5	-30
消費税	19.5	42,585	42,352	-233	2,017
小計		159,435	153,253	-6,182	-1,979
地方法人税	100	11,707	14,564	2,857	7,688
法定率分計		171,142	167,817	-3,325	5,709

* 法定率分の合計は国税減額補正精算分などの控除前の単純計である
(資料) 2020年度地財計画および政府予算資料より作成

② 地財対策の内容

約4.5兆円の財源不足の補てん対策は以下の通りである。

◆ 一般会計加算 — 既往法定分5,187億円

一般会計加算は、国の制度改正等による交付税措置分である既往法定分5,187億円であり、昨年と同様に国と地方で折半して補てんする折半ルール分は2020年度も引き続き不要となった。

◆ 一般会計以外の交付税加算 — 交付税特別会計剰余金1,000億円

交付税特別会計の加算としては、2年ぶりに交付税特別会計剰余金1,000億円が繰り入れられた。同剰余金は交付税特別会計借入金の償還利払費の予算余剰であり、これまでも特別会計の運用状況によって活用されてきたものである。

◆ 地方債の増発

- ・ 財源対策債7,700億円

建設地方債の充当率を引き上げた部分にあてる財源対策債は、2016年度以降7,900億円で推移していたが新年度は7,700億円と200億円減少した。

- ・ 臨時財政対策債 3兆1,398億円

臨財債は3兆1,398億円と前年度を下回っており、3年連続で前年度を下回っている。2019年度に引き続き国地方の折半ルールが解消していることから、臨財債の新規発行分はなく、既往債の元利償還金への充当分である。小西⁽¹⁾の分析によれば、新規発行がなくなった2019年度の臨財債発行額は、同年度の臨財債償還見込額を下回っており、全額を借り換えてはいない。その結果、2019年度は臨財債の残高が減少に転じており、2020年度も残高が53.3兆円(▲0.9%)と引き続き減少していることから、償還額未満の臨財債発行額になったとみられる。

図表5 地財対策（財源不足補てん）の状況

(単位：億円)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
一般会計加算	76,291	58,866	58,613	54,176	41,186	21,155	8,283	12,958	7,022	2,633	5,187
内訳											
既往法定分	7,561	8,062	9,752	8,231	8,648	4,326	5,536	6,307	5,367	2,633	5,187
臨時財政対策加算	53,880	38,154	38,361	36,045	26,438	14,529	2,747	6,651	1,655		
別枠加算	14,850	12,650	10,500	9,900	6,100	2,300					
財源対策債の発行	10,700	9,400	8,200	8,000	7,800	7,800	7,900	7,900	7,900	7,900	7,700
臨時財政対策債の発行	77,069	61,593	61,333	62,131	55,951	45,249	37,880	40,453	39,865	32,568	31,398
内訳											
既往償還分等	23,189	23,439	22,972	26,086	29,513	30,720	35,133	33,802	38,210	32,568	31,398
新規発行分	53,880	38,154	38,361	36,045	26,438	14,529	2,747	6,651	1,655		
その他	18,108	12,593	8,700	8,500	1,000	4,000	2,000	8,400	6,995	1,000	1,000
内訳											
国税決算精算分の先送り	6,596								2,245		
交付税特別会計償還先送り	7,812	7,593						1,000			
交付税特別会計剰余金活用	3,700	5,000	5,200	2,000	1,000	1,000		3,400	750		1,000
減収補てん特例交付金											
公庫債権金利変動準備金活用			3,500	6,500		3,000	2,000	4,000	4,000	1,000	
合計（財源不足額）	182,168	142,452	136,846	132,808	105,938	78,205	56,063	69,710	61,783	44,101	45,285

(資料) 各年度の地財計画資料より作成

(注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

(1) 小西 (2019) 12~14ページ参照

(5) 地方交付税総額からみた財源対策

次に交付税総額の面から財源対策をみてみよう。

図表6は過去10年間の交付税総額の財源対策である。交付税総額は一般会計及び交付税特別会計において、法定率分（国税5税）に対する事前調整（国税減額補正精算分や交付税特別会計償還等の控除および過年度決算繰越金等の加算）をした上で、地財対策によって最終的な総額を確保している。

発射台となる法定率分は16兆7,817億円と過去最高額であるが、既述の通り消費税と地方法人税の税率引き上げが寄与しているため、実質的には厳しい状況であった。

法定率分からの控除項目には特に変化はなく、国税決算精算分は2008、2009、2016

図表6 地方交付税総額の財源対策

(単位：億円)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	備考
法定率分	95,530	106,101	110,517	112,304	122,194	140,270	151,471	151,634	155,471	162,108	167,817	
国税決算精算分	-7,470	-999	-4,464	-3,808	-3,145	-2,486	-1,811	-3,874	-2,355	-2,355	-2,355	法定率分国税見込みの下振れ分過年度精算
交付税特会借入金利子	-5,712	-4,361	-2,428	-1,746	-1,729	-1,614	-1,584	-820	-804	-792	-771	
交付税特会借入金償還	-7,812	-1,000	-1,000	-1,000	-2,000	-3,000	-4,000	-4,000	-4,000	-5,000	-5,000	
国税決算精算等繰り延べ	14,408											
過年度繰越金		10,126	4,608	2,199	11,349	9,224	12,644			4,215		法定率分国税見込み上振れ分
交付税特会剰余金	3,700	5,000	5,200	2,000	1,000	1,000		3,400	750		1,000	交付税特会償還利払い剰余金
既往法定分	7,561	8,062	9,752	8,231	8,648	4,326	5,536	6,307	5,367	2,633	5,187	過年度地方負担分の補てん
臨時財政対策加算	53,880	38,154	38,361	36,045	26,438	14,529	2,747	6,651	1,655			折半対象一般会計繰り入れ
別枠加算	14,850	12,650	10,500	9,900	6,100	2,300						折半対象外一般会計繰り入れ
公庫債権準備金			3,500	6,500		3,000	2,000	4,000	4,000	1,000		地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金活用
返還金											4	
交付税総額	168,935	173,734	174,545	170,624	168,855	167,548	167,003	163,298	160,084	161,809	165,882	

(資料) 同上

年度の地財対策にともなう精算分として2,355億円、交付税特会借入金利子が771億円、交付税特会借入金償還が5,000億円となっている。これまで借入金償還計画は何度か見直され、最近では2017～2019年度まで4,000億円で推移し、その後毎年度1,000億円ずつ引き上げて2025年度に1兆円で固定する予定であるが、2019年度から償還額を前倒しして5,000億円に引き上げている。2020年度はちょうど償還計画通りとなるが、今後、財源確保が厳しい状況となれば、計画が見直される可能性がある。

加算項目については、交付税特会剰余金1,000億円、既往法定分5,187億円など既定の対策が講じられた。このうち、既往法定分については前年度から約2,500億円増加している。その内訳は配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収補てん154億円、公共事業等臨時特例債の利子負担額等2,533億円、投資的経費（単独）と一般行政経費（単独）の一体的かい離は正分のうち、一般財源に相当する地方財源不足の一部加算2,500億円である。

2010年代前半は、毎年度、国税の上振れによる過年度繰越し分を総額確保に活用していたが、近年は2019年度を除きこうした余裕財源がないなかでの総額確保となっており、今後、財源不足が拡大した場合に、折半ルールなしの地財対策を維持することが困難になる可能性がある。

（6） 東日本大震災分

地財計画の別枠である東日本大震災分は復旧・復興事業、全国防災事業あわせて約1兆92億円（▲16.2%）と、全国防災事業の公債費算入が増加する一方で、復旧・復興事業の減少がこれを上回り大幅に減少した。政府の方針では復旧・復興期間は2011年度から10年間としており2020年度はその最終年度となるが、政府は復興庁をさらに10年間存置し、向こう5年間にわたり総額約1兆円の復興事業を継続することとした。これにともない震災復興特別会計や同特別交付金も継続することから、地財計画の東日本大震災分も存置される見通しである。

2. 地財計画のポイント

2019年度は消費増税にともなう幼保無償化の導入、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策など、比較的財政規模が大きい事業の新規算入が目立ったが、2020年度はこ

うした事業に加え、財政規模としては小さいながらも新制度や地方の要望を踏まえたきめ細かな経費が計上されている点が特徴である。

(1) 地域社会再生事業費

一般行政経費の単独事業の別枠として新たに「地域社会再生事業費」4,200億円が創設された。この財源は後述する地方法人課税の偏在是正効果、すなわち地財計画の不交付団体水準超経費の削減分を活用したもので、2008年度に地方法人特別譲与税が導入された際の地方再生対策費と同様のスキームである。同事業費は普通交付税に同様の項目を新設して算定される。

同項目は以下の3つの役割を果たしている。

第一に過疎地域などの条件不利地域の交付税配分に重点を置いている点である。普通交付税の算定では「人口構造の変化に応じた指標」（人口減少率や年少人口比率など）および「人口集積の度合いに応じた指標」（人口密度関連）を用いて、全国平均より劣位な場合に割増補正が講じられる。その点では地財計画の「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円を枠（以下「地方創生枠」と呼ぶ）として、人口減少対策や地域活性化の成果で割り増す「地域の元気創造事業費」や「人口減少等特別対策事業費」とは対照的な内容である。

第二に道府県分への交付税配分に配慮した点である。地方創生枠では道府県分比べて市町村分への交付税配分に重点が置かれてきたが、同事業費では道府県分、市町村分が各2,100億円と同額であり道府県への交付税配分のウエイトを高くしている。

第三に同事業費の枠内で、新たに市町村を支援する都道府県技術職員制度を創設した点である。近年多発する自然災害への自治体対応では、町村などの小規模自治体を中心に土木技師や建築技師などの人手不足が深刻な課題となっている。こうした自治体の支援業務を担う目的で都道府県が技術職員を増員し、大規模災害時には被災地への中長期派遣要員となる人員について同事業の交付税算定に反映させる。これは総務省に報告した増加職員数に応じて実績ベースで算定するため、初年度は数十億円程度が見込まれている。このほか市町村間の連携による同様の支援体制については特別交付税で支援する。

なお、中長期派遣要員の決定については新たに地方三団体（全国知事会・市長会・町村長会）と総務省が合同で設置する「確保調整本部」で行われる予定である。

(2) 会計年度任用職員制度

2017年5月に公布された改正地方公務員法・地方自治法にもとづき、2020年4月1日から会計年度任用職員制度が施行され、臨時・非常勤職員の大半が同制度の職員として位置づけられる。具体的な処遇内容は自治体の条例で定められるが、改正地方自治法（第203条の2、第204条）ではフルタイムの職員については給料、旅費および一定の手当、パートタイムの職員については報酬、費用弁償および期末手当を支給対象とすることが規定されている。

概算要求段階では織り込まれなかった新制度の人員費が地財計画のどの経費項目でどの程度計上されるかが、今回注目された。

その結果、一般行政経費の単独事業において1,690億円、病院や下水道事業などの公営企業繰出金で48億円、合計1,738億円となった。地財対策の資料では「期末手当の支給等」と記載されており期末手当以外も含まれていると推察されるが、あくまで包括算入であり具体的な内容は不明である。地方六団体の地財対策に対する声明（2019年12月20日）では会計年度任用職員の財源確保を評価しているが、新聞報道によれば、期末手当を引き上げる一方で月額報酬を引き下げる複数の事例が紹介されており、臨時・非常勤関係者からは月々の生活がより厳しくなるといった懸念の声があがっている⁽²⁾。総務省は地財計画への経費計上にあたり、会計年度任用職員の給与条例等の状況調査などを行っているが、こうした現場の状況をみると地財計画における経費水準の十分性には疑問が残る。

もともと、肝心の条例制定も国の動向を静観したため大幅に遅れ、市区町村の約半数で関係条例案の提出が10月以降にずれ込む結果となった⁽³⁾。会計年度任用職員の処遇をめぐる自治体の消極的な姿勢が地財計画の水準に影響を与えたとすれば、1,738億円という水準の責任は自治体側にもあるだろう。

なお、初年度の期末手当は期間率換算の関係で1.7カ月分となり、2021年度以降満額の2.6カ月分となるため、総務省は引き続き実態調査を行い2021年度の地財計画に反映させる予定である。

(2) 朝日新聞（朝刊）2019年12月2日など

(3) 時事通信社 官庁速報 2019年12月3日

(3) 緊急浚渫推進事業費

維持補修費は公共施設等の老朽化問題を背景に微増傾向にあるが、2020年度は新たな臨時的経費として別枠で「緊急浚渫推進事業費」900億円が計上された。これにより維持補修費は約1兆4,500億円（7.5%）と大きく伸びている。

同事業費は昨年の台風19号による河川の氾濫等がもたらした大規模な浸水被害等の発生を踏まえて、河川やダムへの堆積土砂の撤去費用を盛り込んだものである。浚渫事業は社会資本インフラの維持管理費に位置づけられ、原則起債事業の対象とはならず、補助金メニューも少ないため、自治体にとっては大きな負担となっている。今回、緊急的な措置として地方財政法の改正により浚渫事業を起債対象とした。期間は2020～2024年度の5年間で総額4,900億円とし、事業費の全額に地方債を充当し、後年度の元利償還金の70%を普通交付税で算定する条件となっており、自治体の浚渫事業を促進することが期待されている。具体的な事業の対象については国交省等が示す優先すべき事業箇所の基準を参考に、各自治体が個別計画を策定し箇所付ける。

(4) 森林環境譲与税の前倒しと森林管理費の拡充

森林環境譲与税は、市町村が主体となって進める私有林人工林の管理経費等の目的財源として2019年度に創設された。その原資となるのは2024年度に東日本大震災復興増税（個人住民税均等割）を引き継ぐかたちで新設される森林環境税であるが、譲与税を先行させるために交付税および譲与税特別会計の借入で当座の財源を確保する異例の対策が講じられた。ところが2020年度以降、特別会計の借入を中止して地方公共団体金融機構の金利変動準備金を活用する財源措置に転換した。これにより借入金による後年度の償還が不要となるため、満額となる600億円の譲与が2024年度と大幅に前倒しされることになった。

金利変動準備金は旧地方公営金融公庫の債権を同金融機構が引き継いだ際に、貸付期間とその資金調達期間の差からくる金利変動のリスクに備えたもので、旧公庫債権業務の終了とともに国庫に帰属するものである。ただし、準備金が将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、国の判断により当業務に支障がない範囲で事前に国庫に帰属させることができる。この返納分を活用したのが今回の措置である。

同準備金はこれまでも国の補助金や地財対策の財源などで総額2.7兆円が活用されてきたが、増税までのつなぎ財源というのは今回が初めてである。

ところで森林環境譲与税は地方譲与税制度の一つであり、金子（2014 12ページ）は次のように定義している。「地方譲与税は、それぞれの地方譲与税に関する法律の目的・経緯等に基づき、国税として徴収した租税を、客観的基準によって地方団体に譲与するもので……」。また、旧自治省の資料（地方財務協会2008 607ページ）でも「国税として国が徴収した税金を客観的な基準によって地方団体に譲与する……」としている。すなわち、まず、財源となる国税の課税が発生して初めて譲与税が成立するのであり、たとえ後年度に課税が予定されているとはいえ、当面の財源を税収以外で確保して譲与するというのは制度の仕組みからして疑義がある。たとえば自動車重量譲与税は1971年5月31日に施行されたが、自動車重量税法は1971年12月1日施行であったため、実際の譲与は1972年3月から行われている。

また、今回の財源確保自体も昨年の交付税特会借入から金利変動準備金への変更について詳しい経緯が説明されておらず、また、金利変動準備金の活用に関するルールなどの考え方も示されていない。今回の一連の見直しに関する丁寧な説明が必要である。

図表7は譲与税の配分スケジュールを現行制度と2020年度以降と比較したものである。現行制度では初年度から3年間200億円で推移し、増税後も特別会計借入金の償還が並行するため400億円にとどまり、満額となるのは2033年度以降と大幅に繰り延べられていた。これに対し変更後では金利変動準備金を総額で2,300億円確保し、増税までのつなぎ財源として活用することで、2020年度に400億円まで引き上げ、増税初年度となる2023年度には早くも満額に達する。

都道府県、市町村の譲与基準（私有林人工林面積、林業就業者数、人口）には変更はないが、都道府県、市町村の配分比率については、初年度の20対80から2033年度に10対90へいたる工程が2024年度に繰り上げられた。その上で、都道府県については満額の60億円への引き上げを2022年度から2020年度へと先行して繰り上げ、市町村についても満額の540億円への引き上げを2033年度から2024年度とした。

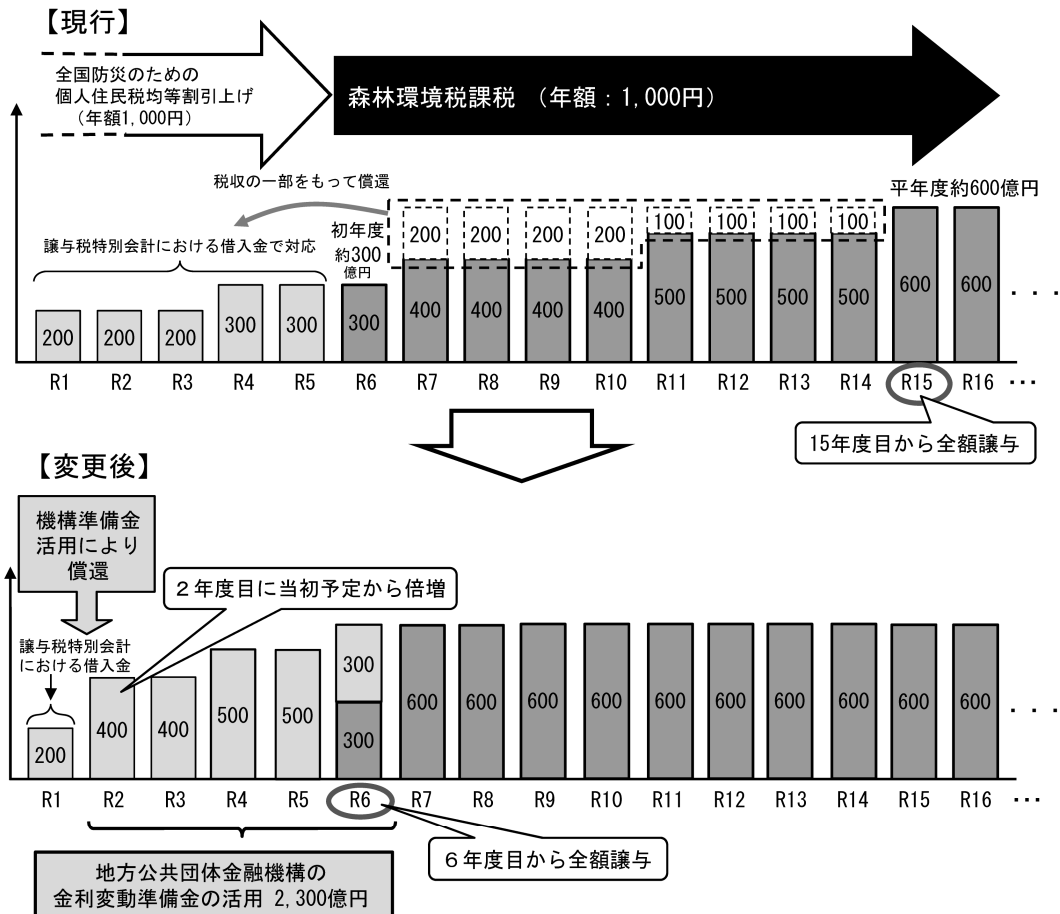
一方、歳出では、2019年度に一般行政経費の重点課題対応分として同譲与税相当額を計上したが、2020年度は重点課題対応分を一般行政経費の通常単独分に統合した上で、400億円を計上する。

地財対策の資料によれば、こうした一連の見直しの理由として、台風15号による倒木の停電被害や森林の保水力の低下による水害発生等を踏まえて、森林整備の促進が喫緊の課題であるとしている。しかし、譲与税の人口割によって、必ずしも森林のない都市部に偏在する状況を放置したままでは、単に都市部への財源の前倒しに過ぎず、

法律に明記された「森林の有する公益的機能の維持増進」の観点から実効性に疑問がある。

森林環境税・譲与税をめぐるのは租税原則、配分基準、使途、財源確保など多岐にわたって課題が多い財源である。

図表7 森林環境税・譲与税の工程の見直し



(資料) 2020年度地財計画資料より抜粋

(5) 地域医療の確保

過疎地や島しょ部などの条件不利地域に立地する公立病院は、地域医療の拠点として重要な役割を果たしつつも、収支悪化や医師不足等により厳しい経営状況にあり、

現在、こうした不採算地区病院に対して中核度や過疎の程度を基準に1病床あたりの単価にもとづき特別交付税が講じられている。2020年度は、新たに病床数100床以上、かつ、都道府県医療計画の救急医療指定や災害拠点病院指定等の一定の要件を満たす病院に対し、医師確保や災害拠点等の機能維持に関する経費等への繰り出しについて特別交付税措置が講じられる。また、これとは別に周産期医療・小児医療等に対する特別交付税措置も拡充される。

2019年秋に厚労省によって再編を要する不採算公立病院の実名リストが公表され、地方側の強い反発を招いた経緯があるが、今回の財政措置はこうした経営重視の政策路線とは一線を画し、地域医療を支えることに重点が置かれた対策として評価することができる。

(6) その他の財政措置

その他、国の政策に関わる財政措置の拡充として緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充や条件不利地域におけるSociety5.0推進の支援策などが盛り込まれた。

緊急防災・減災事業費については、東日本大震災以降、全国の防災・減災事業に対する緊急防災・減災事業債の財政措置（充当率100%、元利償還金の交付税措置率70%）が講じられてきたが、事業年度終了となる2020年度において指定避難所等の浸水対策などの対象事業が拡大された。また、消費増税にともなう経済対策として2019年度の地財計画で盛り込まれた緊急自然災害防止対策事業（単独事業）についても、起債の財政措置（充当率100%、元利償還金の交付税措置率70%）が講じられており、事業終了年度となる2020年度は、道路防災や農業水利施設等の整備などにも対象が拡大された。

いずれも2020年度までに事業に着手したものは2021年度以降も財源措置が講じられる。また、政府はいずれも事業期間が終了するなかで、これらの延長も含めた今後のあり方を検討中である。

一方、条件不利地域の情報通信関連事業では、ハード事業として、地域活性化事業債（充当率90%、元利償還金の交付税措置率30%）の対象事業に新たに5Gへの移行等の情報インフラ整備事業が追加され、過疎対策事業債についても新たに「光ファイバ等整備特別分」が創設されることとなった。

また、ソフト事業として条件不利地域における先端情報通信技術の導入等に対する特別交付税措置（事業費に対する措置率50% 財政力補正あり）が追加された。

(7) 税制改正関連

2020年度はほぼ過去の税制改正の内容が平年度化したものが多く、歳入に大きく影響する税制改正の注目点はあまりない。そのなかで注目されるのは電力供給業に関する事業税の課税標準の見直しである。一般的業種の事業税の課税標準は所得割と外形標準（付加価値割・資本割）であるが、電力・ガス、運送業、保険業などでは価格・料金規制や市場の独占などの理由から、所得ではなく収入金課税となっている。こうしたなかで電力業界から不公平税制の主張が繰り返され、新年度の税制改正において資本金1億円超の法人については収入割を残しつつも付加価値割、資本割を加え、1億円以下については収入割と所得割を併用することとなった。これにより事業税は減収するため、その財源補てんとして軽油引取税や固定資産税の課税特定措置を廃止する見直しが行われた。

この結果、税収見通しでは事業税が175億円減少するがこれが特例措置で十分補てんされるのか疑問である。

(8) 偏在是正措置の本格化

税制改正としては2019年度以前であるが、消費増税にあわせて地方法人税の税率引き上げの平年度化と特別法人事業譲与税の創設による偏在是正対策が2020年度に本格化する。

制度改正については拙著（「自治総研」2019年2月号）で触れているが、改めて偏在是正対策の内容を見ておこう。

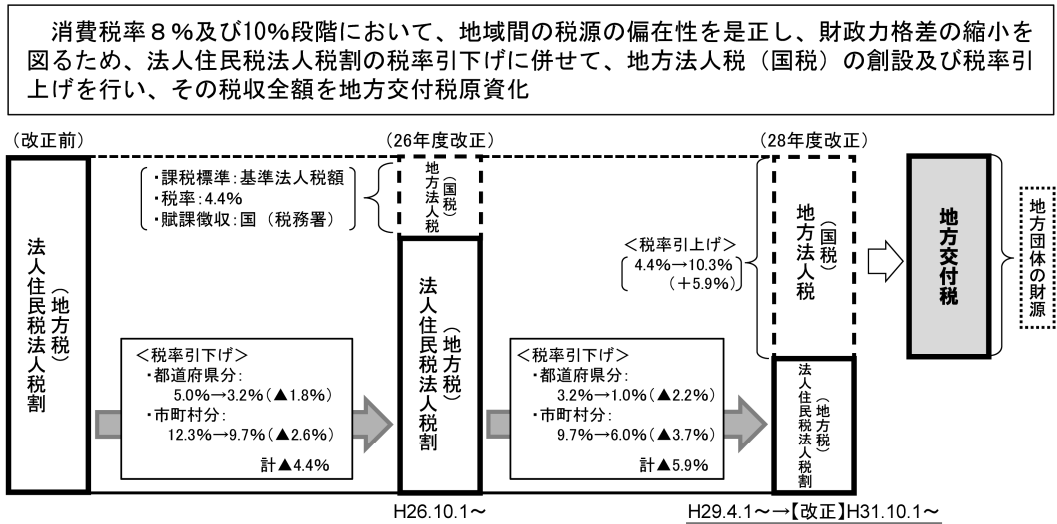
図表 8・9 は地方法人課税の偏在是正に関する2つの制度を表したものである。

図表 8 は地方法人税の仕組みを表したものである。消費増税にあわせて法人住民税法人税割の税率を引き下げ、相当額を国税の地方法人税に振り替え、100%交付税原資としている。2014年度の8%と2019年度の10%の各引き上げ時に施行され、最終的に道府県税は5.0%から1.0%、市町村税は12.3%から6.0%に引き下げられ、地方法人税は10.3%となった。また、当初はこれにあわせて従来の偏在是正措置であった地方法人特別税・譲与税を廃止して、事業税を復元した上で市町村の法人住民税の減収補てんとして事業税5.4%相当を「法人事業税交付金」として従業者数⁽⁴⁾を指標に按分する予定であった。

(4) 2020年度から3カ年にかけて法人税割額から従業者数に移行する

ところがその後、総務省の研究会⁽⁵⁾などで事業税の新たな偏在是正措置の必要性が求められ、2019年度税制改正により事業税の一部を国税化し譲与税として配分する特別法人事業税・譲与税が創設されることとなった。

図表 8 法人住民税法人税割の交付税原資化の概要



(資料) 総務省自治税務局 (2019年4月25日) より抜粋

図表 9 はその仕組みを表したものである。

基本的な仕組みは旧地方法人特別税・譲与税と同様であり、復元後の事業税の約3割を特別法人事業税として国税化し、特別会計を通じて全額譲与税として配分する。旧譲与税と異なるのは譲与基準が人口のみであること (旧譲与税は従業者数と人口)、および不交付団体 (東京都) に対する剰余制限がかかることであり、旧制度よりも偏在是正効果が高くなっている。この結果、不交付団体の水準超経費の削減分を活用したのが「地域社会再生事業費」である。

なお、市町村向けの法人事業税交付金は事業税の減税にあわせて、税率を7.7%に引き上げて従前の水準を確保する。

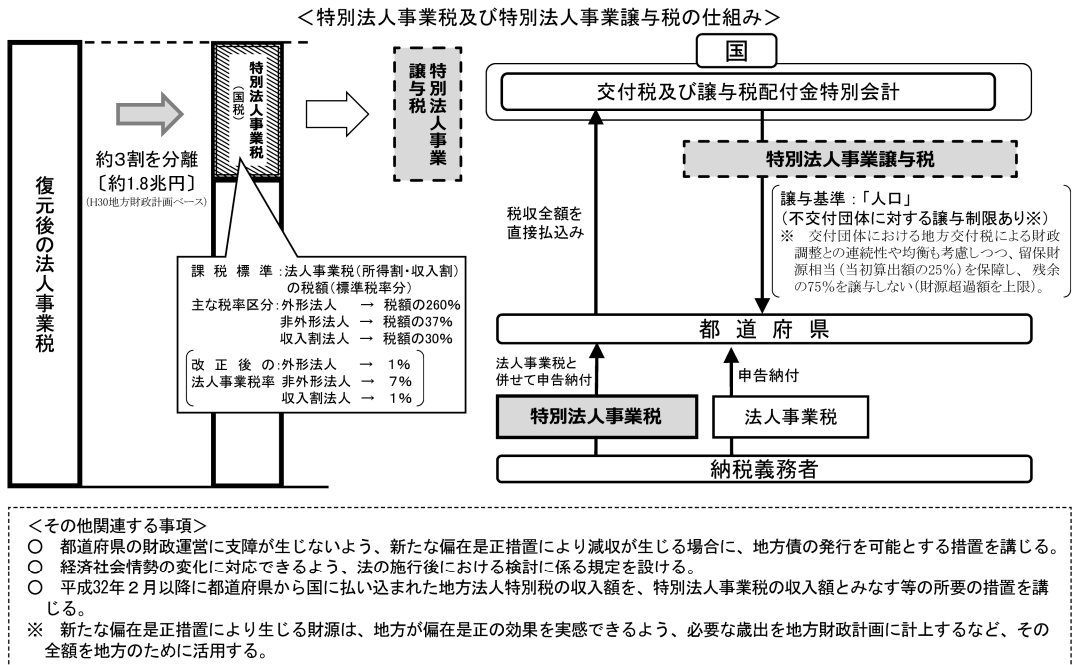
以上のポイントを踏まえた上で以下では歳出、歳入の概況をみていこう。なお、それぞれの金額は地財対策段階のもので、一部概算が含まれており地財計画段階では異

(5) 地方法人課税に関する検討会

動がある。

図表9 地方法人課税における新たな偏在是正措置

- 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設。



- ＜その他関連する事項＞
- 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。
 - 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。
 - 平成32年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を、特別法人事業税の収入額とみなす等の所要の措置を講じる。
- ※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

(資料) 同上

3. 歳出の特徴

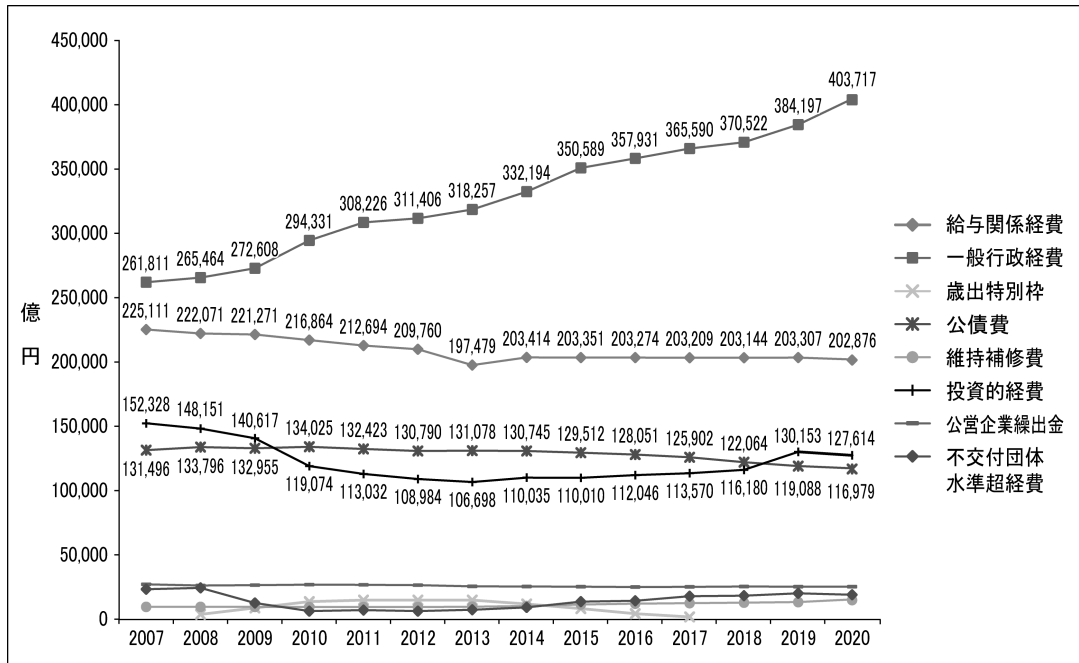
(1) 概況

図表10はリーマンショック前後からの主な歳出の推移である。

基本的な傾向は例年通りであり、一般行政経費は社会保障関係費の充実や自然増、地域社会再生事業費の新設、会計年度任用職員の人件費の計上、森林環境譲与税増額相当の経費増などにより高い伸びとなっている。給与関係経費は退職手当の減少分を除けばほぼ横ばい。投資的経費は防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策の

直轄・補助事業が減少したことにより前年度を下回っている。また水準超経費は偏在
 是正効果にともない徐々に前年度を下回っている。

図表10 地財計画（歳出）の状況



(資料) 各年度の地財計画資料より作成

(2) 給与関係経費 — 積極的な増員傾向だが……

給与関係経費は20兆2,876億円（▲0.2%）と前年度を下回っているが、退職手当分を除くと18兆7,553億円（▲0.0%）とほぼ横ばいである。昨年に引き続き2020年度も「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」にもとづき児童福祉司等⁽⁷⁾の職員の増員を行っており、その他の職種においても全般に計画人員を拡充している点は注目される。

図表11は計画人員の増減の状況を2019年度と比較したものである。2020年度の総数は230万6,817人で前年度を2,625人上回り、増員数では昨年度の1,919人を大幅に上

(7) 厚労省の資料によれば児童福祉司、スーパーバイザー、児童心理士、保健師などがあげられている

回っている。

内訳では義務教育教職員については改善増で、2011年度以来久々の増加である。幼稚園、高等学校、大学等の非義務教育教員は4,071人の大幅減である。

一般職員では児童福祉司等の増員576人を含め5,104人を増員しており、前年度の増員数を下回るものの、児童福祉司等以外で見れば大幅な増員が見積もられている。

警察官では、2020年度から尖閣諸島などの離島警備にあたる専従部隊を沖縄県警に創設することから159人を増員している。また、事務職についても500人増員している。

消防職員では引き続き1,000人の増員がはかられている。

2000年代に入り計画人員は警察官を除いて全般的に削減傾向が続いていたが、2017年度から一般職員が増員に転じ、2020年度は義務教育教職員も増員となったことは注目される。ただし、本節の冒頭で述べたように金額ではほぼ横ばいであり、人員増が金額に表れていない。その主な要因は職員の若返り等による給与単価の低下およびこれと連動する共済組合負担金の改定によるものだが、現状に見合った給与関係経費が反映されているのか疑問が残る。

図表11 計画人員の動向

(単位：人)

	2019	2020	増減員数
義務教育教職員	687,741	688,174	433
非義務教育教員	229,653	225,582	-4,071
教育公務員計	917,394	913,756	-3,638
一般職員	972,391	977,495	5,104
うち児童福祉司等の増員			576
警察官	254,580	254,739	159
消防職員	159,827	160,827	1,000
職員数計	2,304,192	2,306,817	2,625

(資料) 2020年度地方財政計画資料より作成

(3) 一般行政経費 — 各種経費の充実が凝縮

一般行政経費は40兆3,717億円(5.1%)、うち補助事業22兆7,126億円(5.8%)、単独事業14兆7,510億円(2.1%)、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費1兆4,881億円(0.2%)、まち・ひと・しごと創生事業費1兆円(前年度同)、地域社会再生事業費4,200億円(皆増)といずれも増加している。また、2016年度以降別枠で計上されていた重点課題対応分が通常単独事業分に統合された点も注目される。

◆ 社会保障の充実

消費増税分の1%をあてる社会保障4経費の充実分は、2020年度予算総額で2兆7,111億円(23.6%)、このうち地方分が8,829億円(5.0%)と医療介護サービス関連の拡充により増加している。

また、消費増税分の使途の見直しを財源とする幼保無償化等の「新しい経済政策パッケージ」については図表12のような内容となっている。

予算規模は1兆5,857億円(228%)と消費増税の平年度化による経費の拡充や高等教育の無償化の施行にともない3倍超伸びている。このうち幼保無償化も8,858億円(128%)、地方分は5,448億円(132%)といずれも2倍超伸びている。2019年度の無償化は全額国費負担(子ども子育て臨時交付金)で補てんしたが、2020年度からは正式に地方負担が生じ、5,448億円が交付税の基準財政需要額(以下「需要額」と呼ぶ)に算入される。

具体的な算定の概要については、3～5歳については保育所・幼稚園の子どもの数に一人当たりの単価を乗じる。所得制限がともなう0～2歳については所得階層ごとの子どもの数に所得階層別の単価を乗じる。このほか認可外保育施設等についても算定するが詳細は不明である。いずれにしても入所の実態を反映した算定が行

図表12 令和2年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)					
社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。					
事項	事業内容	令和2年度 予算案	令和2年度		(参考) 令和元年度 予算額
			国分	地方分	
待機児童の解消	・「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。 ・保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組み(2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。	722	358	364	536
幼児教育・保育の無償化	・3歳から5歳までの全ての子供たち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を2019年10月から無償化。	8,858	3,410	5,448	3,882
高等教育の無償化	・少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月実施)。	5,274	4,882	392	—
介護人材の処遇改善	・リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月実施)。	1,003	506	496	421
合計		15,857	9,156	6,701	4,839

(資料) 財務省予算資料より抜粋

われるとみられる。

なお、高等教育の無償化についても対象学生数に学校種別ごとの単価を乗じて算定する。

なお、幼保無償化のうち公立保育所分については一般行政経費の単独分に相当額が計上された。

◆ まち・ひと・しごと創生事業費

政府のまち・ひと・しごと総合戦略を受けて2015年度以来1兆円が計上されてきたが、今回、2020年度から5年間にわたる第二期のまち・ひと・しごと総合戦略が閣議決定されたことから、2020年度も1兆円が存置されている。

同経費は交付税の需要額の「地域の元気創造事業費」（3,900億円）、「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円）で算定されており、前者は行革努力と地域活性化、後者は人口減少対策の必要度と成果の指標により割増補正が適用される。2017年度から2019年度にかけて、それぞれ1,000億円ずつ地域活性化と人口減少対策等の成果にもとづく算定にシフトさせてきたが、2020年度以降も5年間で1,000億円ずつ成果指標へシフトさせる予定である。成果指標へのシフトは都市部の交付税配分に有利に働くことから、2017年度以降、条件不利地域への割増補正も講じており、2020年度以降も同様の対応は引き継がれる。そもそも補正係数の基本的役割は単位費用×測定単位ではとらえられない自然的、社会的条件等による行政経費の差を補正することであり、国が定めた指標にもとづきわずか数年間で表れる成果を補正係数に反映させるというのは算定のあり方からしてなじまない。しかも、2020年度以降は第二期の総合戦略の策定にあわせて「地域活性化」や「取組の成果」の指標についても見直す予定であるが、政府の都合で場当たりに配分基準を変更する地方創生の算定自体を通常経費化を含めて見直すべきである。

なお、地域の元気創造事業費の行革努力分の指標として用いられてきた職員数削減率や地方債残高削減率は、児童福祉司等の増員や防災・減災事業の拡大にともない指標としてなじまないことから廃止される予定である。

◆ 重点課題対応分の通常単独への統合

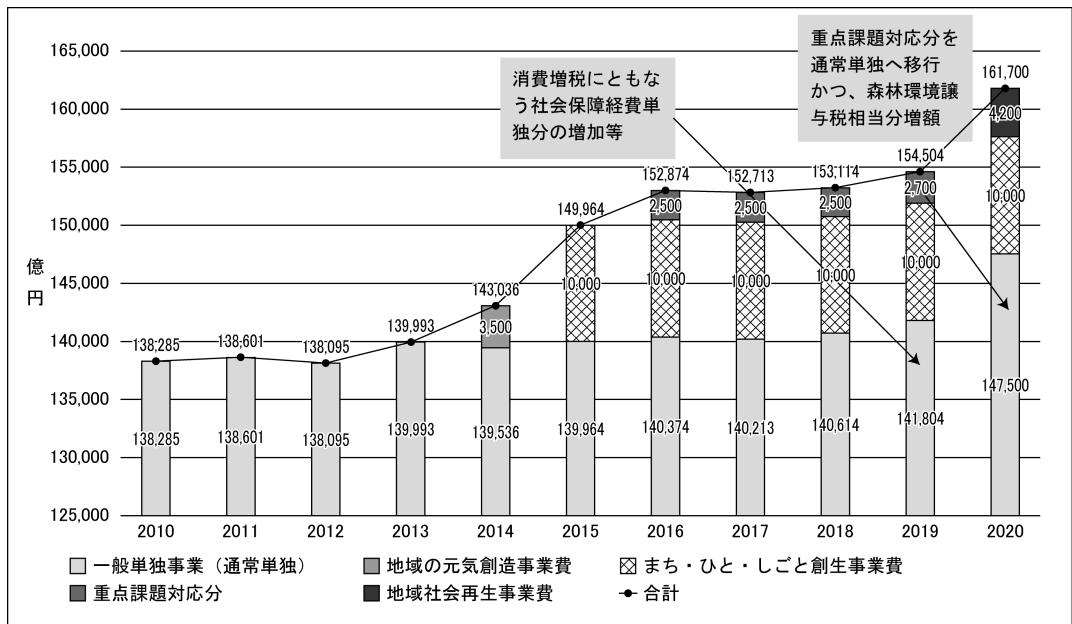
重点課題対応分は、2016年度から、一般行政経費単独事業の別枠として創設され、当初は自治体情報クラウド化、高齢者の生活支援等のコミュニティづくり、森林吸収対策の3つの事業費を計上し、2019年度から森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等が追加された。2020年度はこの別枠が通常の単独事業に統合され、森

林環境譲与税の増額相当分を含め2,900億円が算入された。別枠から通常単独への統合により、近年ほとんど増加していなかった通常単独が拡充した点は評価できるが、森林整備等については譲与税相当額ではなく、市町村の担当職員等を含めた経費の充実が求められる。

以上を踏まえて一般行政経費の単独事業分を通常分以外の別枠も含めて総合的に表したものが図表13である。

2018年度までの通常単独分はほとんど拡充されず、地方創生関連など別枠で単独事業全体を押し上げていたが、2019年度に増税にともなう社会保障充実分で増加し、2020年度は重点課題対応分の統合により大幅に増加した。これに加えて今回、地域社会再生事業費が新規算入されたことにより総額でも大幅に伸びている。

図表13 実質的な一般行政経費（単独事業）の推移



（資料） 各年度の地財計画資料より作成

（4） 公債費

公債費は2011年度以降減少傾向にあり、2020年度は11兆6,979億円（▲1.8%）である。地財計画上の公債費の内訳が示されていないため詳細は不明であるが、地方債残

高ベースでみると4割弱を占める臨財債が年々上昇傾向にある一方、一般単独事業債や財源対策債などは減少傾向にあり、これらを総合した結果減少しているとみられる。

(5) 維持補修費

維持補修費は既述の「緊急浚渫推進事業費」の新規計上を含め1兆4,469億円(7.5%)と大きく伸びており、今後の財源保障枠における重要性を高めつつある。

(6) 投資的経費 — 単独分は前年度並み

投資的経費は12兆7,614億円(▲2.0%)で、2019年度に消費増税の景気対策の一環で計上された防災・減災、国土強靱化3カ年緊急対策が2020年度に減少したためであり、単独事業については緊急防災・減災事業費、公共施設等適正管理推進事業費、緊急自然災害防止対策事業費を含めて前年度並みである。このうち防災関連事業は、いずれも2020年度が事業の期限となっているが、地財対策資料によれば期限内に着工した事業については後年度も財源措置(起債充当100%、交付税措置率70%)が講じられる。なお、政府はいずれの事業も今後のあり方について検討することとしており、現在、並行して行われている防災・減災、国土強靱化3カ年緊急対策の動向が鍵を握っている。

(7) 公営企業繰出金 — 会計年度任用職員制度を反映

公営企業繰出金は2兆4,942億円(▲1.9%)で主に公営企業債償還費の普通会計負担分の減少によるものである。一方で既述のように会計年度任用職員制度の期末手当等の経費が48億円計上されている。

(8) 不交付団体水準超経費 — 偏在是正効果で地域社会再生事業費へ振り替え

不交付団体の基準財政需要額を超える基準財政収入額の部分およびこれに付随する留保財源部分の見通しをもとに、地財計画の財源保障の枠外の経費として計上されているのが水準超経費である。一般的には地方税見通しが伸びると水準超経費が増加する傾向があるが、2020年度は1兆6,800億円(▲17.2%)と地方税の伸びに反して、偏在是正効果により3,500億円減少しており、この減少分が地域社会再生事業費の新設に振り替わっている。

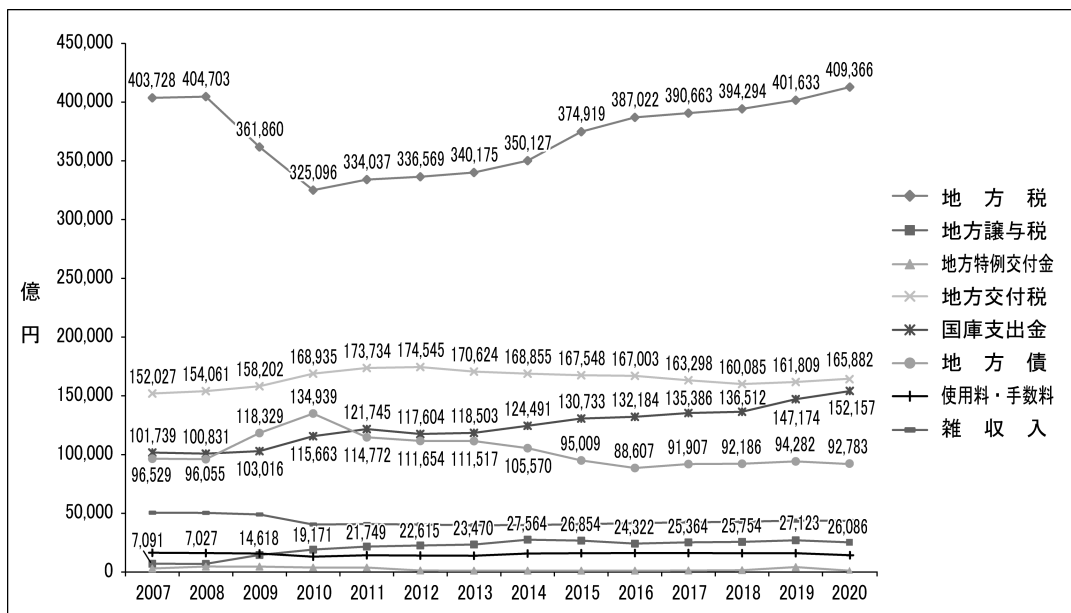
4. 歳入の特徴

(1) 概況

図表14はリーマンショック前後からの主な歳入の推移である。

目立った変動項目はなく、地方税は10年連続で増加、国庫支出金は社会保障の充実にともない2年連続増で高い伸びとなっている。地方債は臨財債の発行額が抑制されていることから、2015年度以降8～9兆円台で推移している。

図表14 地方財政計画（歳入）の推移



(資料) 各年度の地財計画資料より作成

(2) 地方税

地方税は40兆9,366億円（1.9%）と引き続き増収見通しとなっている。

図表15は主な税目別の税収見込みである。

道府県税、市町村税とも法人住民税の減収が目立っている。これは法人住民税法人税割の減少によるもので、交付税原資である地方法人税の税率引き上げにとみなう法人税割の引き下げと景気後退による法人税収の自然減の両者が影響しているものとみ

られる。

このほか道府県税では利子割、配当割、株式等譲渡所得割も軒並み減収見込みとなっており、合計でマイナス1,071億円となり、法人住民税とともに景気後退による金融所得の減少が見込まれている。

一方、主な増収要因としては道府県税の地方消費税や市町村税の固定資産税があげられる。ただし、概算要求との比較でみたように地方消費税も当初の見込みから下方

図表15 2020年度地方税の当初見込み

(単位：億円)

		2019	2020	差 引
道 府 県 税	個人住民税	44,350	45,092	742
	法人住民税	6,700	4,711	-1,989
	利子割	558	416	-142
	配当割	1,815	1,636	-179
	株式等譲渡所得割	1,663	913	-750
	事業税	43,306	43,406	100
	地方消費税	48,624	58,210	9,586
	不動産取得税	4,229	4,257	28
	道府県たばこ税	1,429	1,435	6
	自動車取得税(～2019.9)	870		皆 減
	自動車税	15,902	16,508	606
	自動車税(～2019.9)	15,240		皆 減
	環境性能割	519	1,214	695
	種別割	143	15,294	15,151
	軽油引取税	9,537	9,641	104
	その他	428	445	17
小 計	179,772	187,036	7,264	
市 町 村 税	個人住民税	81,851	83,350	1,499
	法人住民税	20,349	16,757	-3,592
	固定資産税	91,593	93,560	1,967
	軽自動車税	2,699	2,873	174
	軽自動車税(～2019.9)	2,668		皆 減
	環境性能割	31	118	87
	種別割		2,755	皆 増
	市町村たばこ税	8,745	8,786	41
	事業所税	3,791	3,884	93
	都市計画税	13,130	13,431	301
	その他	64	55	-9
小 計	222,606	223,086	480	
地 方 税 計	401,633	409,366	7,733	

(資料) 2020年度地財計画資料より作成

(注) 個人住民税は東日本大震災分を控除した額である

修正されている。

このほか自動車関連税制も消費増税とあわせて大きく見直されており、道府県税では自動車取得税が廃止され、自動車税では恒久減税と同時に同税の「種別割」へと改称し、あわせて「環境性能割」が新設された。また、市町村税でも軽自動車税の「種別割」へと改称し「環境性能割」が新設された。いずれも旧税との増減比較でみると減収とはなっておらず、税制改正の影響は現時点ではほぼ中立といえることができる。

(3) 地方譲与税

地方譲与税は2兆6,086億円(▲3.8%)と森林環境譲与税の倍増にもかかわらず減少している。なお、2020年度から地方法人特別譲与税の後継として特別法人事業譲与税が創設された。

図表16は地方譲与税の内訳である。

地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、特別とん譲与税で前年度を下回っているが、とくに地方法人特別譲与税の皆減と特別法人事業譲与税皆増の差引ではマイナス1,242億円と大幅に減少しており、森林環境譲与税の倍増分を相殺している。こうしたことから地方法人課税の税収見通しが譲与税においても厳しい状況がうかがえる。

図表16 地方譲与税の状況

(単位：億円)

	2019	2020	差 引
地方揮発油譲与税	2,472	2,389	-83
石油ガス譲与税	72	63	-9
自動車重量譲与税	2,742	2,845	103
航空機燃料譲与税	149	154	5
特別とん譲与税	137	126	-11
森林環境譲与税	200	400	200
特別法人事業譲与税		20,109	皆 増
地方法人特別譲与税	21,351		皆 減
合 計	27,123	26,086	-1,037

(資料) 2020年度政府予算案資料より作成

(4) 地方特例交付金

2019年度は幼保無償化の地方分の国庫負担として「子ども・子育て支援臨時交付金」2,349億円が単年度限りで計上されたが、2020年度はこれが廃止されたため、2,007億

円（▲53.8%）に減少している。

（5） 国庫支出金

国庫支出金は15兆2,157億円（3.4%）と増加しており、障がい者自立支援給付や幼保無償化、高等教育無償化などの社会保障・教育関連の支出増加が主な要因である。一方、公共事業費関連は既述の防災・減災、国土強靱化3カ年緊急対策の減少などにより前年度を下回っている。

（6） 地方債

地方債は9兆2,783億円（▲1.6%）と減少している。

図表17は普通会計分の地方債計画の概要である。総額減少の主な要因は防災・減災、国土強靱化緊急対策事業と臨財債の発行額の減少によるものであり、一般単独事業については緊急浚渫推進事業の新設が加わり、実質的には増加している。防災・減災以外でも旧合併特例法にもとづく合併特例債は2013年度以来同額で推移しており、東日本大震災後の起債事業の期間延長（被災自治体以外は10年延長）により多くの自治体で発行可能額を使い切る動きがみられる。

現時点で地財計画の公債費は減少傾向にあるが、一連の起債事業により将来的な公債費負担が増加する可能性があり、今後の地財計画や自治体の決算状況などを注視する必要がある。

図表17 地方債の事業別内訳（地方債計画 普通会計分）

（単位：億円）

	2019	2020	増 減
公共事業等	16,627	16,195	-432
防災・減災、国土強靱化緊急対策事業	6,084	4,778	-1,306
公営住宅建設事業	1,140	1,110	-30
災害復旧事業	955	1,148	193
教育・福祉施設等整備事業	3,402	3,327	-75
一般単独事業	25,415	26,807	1,392
主な内訳			
一 般	2,113	2,605	492
地方道路等	3,221	3,221	0
旧合併特例	6,200	6,200	0
緊急防災・減災	5,000	5,000	0
公共施設等適正管理	4,320	4,320	0
緊急自然災害防止対策	3,000	3,000	0
緊急浚渫推進		900	皆 増
その他			
辺地及び過疎対策事業	5,210	5,210	0
臨時財政対策債	32,568	31,398	-1,171
その他	2,881	2,810	-71
合 計	94,282	92,783	-1,500

（資料） 地財計画資料より作成

（注） 四捨五入の関係で合計額が異なる場合がある

結び — 新たな標準的行政水準へ向けた起点の年

2020年度の地財計画は一般財源総額実質同額ルールのもとで地財規模、一般財源総額ともに過去最高を記録し、地方六団体の共同声明（2019年12月20日）においても、前年度を上回る一般財源総額の確保を高く評価している。

ただし、過去最高を記録した規模の裏では2019年度の交付税法定率分の減額補正や2020年度の国税法定率4税の下振れなど、一般財源総額や交付税総額を支える勢いには陰りが見え始めており、2020年度も景気動向によっては、再び補正予算で減額補正を要する可能性がある。そもそも11年間にわたり財源不足を圧縮しつつ一般財源総額が増額し続けることができたのは、リーマンショックを底とする景気回復による交付税法定率や地方税の増収に加え、消費税（地方消費税）の増税とこれをきっかけとする偏在是正対策が寄与してきたからである。2020年度で一般財源を制度的に引き上げるカードは、森林環境税・譲与税を除けばおおむね使い切ったことになり、2021年度以降の地財対策は新たな局面を迎え

ることになるだろう。

その他、財源確保の点では森林環境譲与税の公庫債権準備金の活用と地方法人課税の偏在是正効果の利用は検証の余地がある。前者については朝令暮改で財源措置を見直した経緯や準備金活用自体のルールの不透明性である。後者については、多くの自治体にとって追加的な一般財源が期待できることから容認されているが、財政を巡る自治体間の分断・対立を助長することや自治体の課税権を大幅に縮小していることに留意すべきである。近年、一般財源総額の量ばかりが評価される傾向にあるが、その質も重要である。

一方、歳出のうち一般行政経費の単独事業や維持補修費では、都道府県等の市町村支援技術職員制度や会計年度任用職員制度の経費、緊急浚渫推進事業費の計上など、これまでの地方創生や景気対策関連のような国主導の政策経費とは一線を画し、地方のニーズや実態を踏まえた経常的な経費を積み上げた点は評価できる。このうち緊急浚渫推進事業費は、これまで地財計画の項目としてあまり重視されてこなかった維持補修費に、具体的な経費枠を設けた点で、今後の自治体政策の主流となっていく社会資本インフラ等の経費枠の充実に足がかりを得たといえる。今回はあくまで期限付きであるが、事業の性格からみて経常化されるべき内容である。

このほか一般行政経費の重点課題対応分の統合も重要な見直しである。一般行政経費の通常単独分は、総額の増加傾向とは異なり数年にわたり横ばいで推移してきた。今回この統合により徐々に通常単独分の大幅な増加が図られた。それでもなお、地域交通の確保、児童虐待等への対応、貧困対策、空き家問題など地方自治体が対応すべき地域の課題が山積しており、地域社会再生事業費の統合を見据えつつ、今後も拡充されるべき項目である。

ただし、新たな経費については課題もある。会計年度任用職員の期末手当等の計上にあたり、総務省で実態調査を通じて財源保障枠を具体化しようとする一方で、自治体側は国の財源保障の具体的方針が示されないなかで処遇を決められないというジレンマに陥り、結局、双方にとって十分な金額が反映されなかったと推察される。その点で国と地方間で協議の場が必要だったのではないかと考える。また、会計年度任用職員の人件費が一般行政経費の内数として包括的に算入されている点も、制度の趣旨を踏まえて、位置づけを明確にする工夫が必要である。

また、地方創生枠については5年延長されたものの、財源保障枠としては期限付きの政策経費であり、交付税算定にも問題がある。ポスト地方創生へ向けて新たな標準的行政水準の姿を描く必要があり、新たに計上された一連の経費はその地平を開く芽となりうるかもしれない。

2020年度の地財計画は今後の財源確保に不安をかかえつつも、経費の面での展開が期待できる内容といえるだろう。

(とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

キーワード：地域社会再生事業費／会計年度任用職員／緊急浚渫推進事業費／
森林環境譲与税／特別法人事業譲与税／地方法人税

【参考文献】

金子宏『租税法』弘文堂、2014年

小西砂千夫「令和2年度地方財政収支の仮試算と今後の地方財政」『地方財務』2019年11月号

飛田博史「2020年度地方財政計画の概要とポイント」『月刊自治研』2020年2月号

星野菜穂子「地方税財政をめぐる課題と今後の方向性」自治労地方財政セミナー講演資料

地方財務協会「地方税制の現状とその運営の実態」2008年10月

2020年度地財計画関連資料

<資料1>

出所：<資料1>以下は総務省ホームページより

令和2年度地方財政計画のポイント

総務省自治財政局
令和2年2月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保

- ・ 一般財源総額について、前年度を0.7兆円上回る63.4兆円を確保するとともに、水準超経費を除く交付団体ベースでは前年度を1.1兆円上回る61.8兆円を確保
- ・ 地方交付税総額について前年度を0.4兆円上回る16.6兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から抑制

一般財源総額 63.4兆円(前年度比+0.7兆円、前年度 62.7兆円)

一般財源総額(交付団体ベース) 61.8兆円(同+1.1兆円、同 60.7兆円)

・ 地方税・地方譲与税	43.5兆円(前年度比 +0.7兆円、前年度 42.9兆円)
・ 地方特例交付金	0.2兆円(同 ▲0.2兆円、同 0.4兆円)
・ 地方交付税	16.6兆円(同 +0.4兆円、同 16.2兆円)
・ 臨時財政対策債	3.1兆円(同 ▲0.1兆円、同 3.3兆円)

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

(2) 偏在是正財源を活用した歳出の計上

- ・ 地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、新たに「地域社会再生事業費」を0.4兆円計上

(3) 防災・減災対策の推進

- ・ 地方団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、新たに「緊急浚渫推進事業費」を0.1兆円計上
- ・ 災害防止・国土保全機能強化などの観点から、森林整備を一層推進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を5年間で2,300億円活用し、令和2年度は森林環境譲与税を400億円確保(前年度の200億円から倍増)するとともに、特別会計借入金を200億円償還
- ・ 都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保するための経費に対して地方財政措置

(4) 地方財政の健全化

- ・ 臨時財政対策債を、前年度から0.1兆円抑制(①3.3兆円→②3.1兆円)するとともに、令和2年度末残高見込みは0.5兆円縮減(①53.8兆円→②53.3兆円)

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.4兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区 分		2年度 A	元年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地方税	40.9	40.2	0.8	1.9
	地方譲与税	2.6	2.7	▲ 0.1	▲ 3.8
	地方特例交付金	0.2	0.4	▲ 0.2	▲ 53.8
	地方交付税	16.6	16.2	0.4	2.5
	国庫支出金	15.2	14.7	0.5	3.4
	地方債	9.3	9.4	▲ 0.1	▲ 1.6
	臨時財政対策債	3.1	3.3	▲ 0.1	▲ 3.6
	臨時財政対策債以外	6.1	6.2	▲ 0.0	▲ 0.5
	使用料及び手数料	1.6	1.6	▲ 0.0	▲ 2.0
	雑収入	4.4	4.4	▲ 0.0	▲ 0.3
	その他	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	4.7
計		90.7	89.6	1.1	1.3
一 般 財 源		63.4	62.7	0.7	1.2
(水準超経費を除く交付団体ベース)		61.8	60.7	1.1	1.8
歳 出	給与関係経費	20.3	20.3	▲ 0.0	▲ 0.2
	一般行政経費	40.4	38.4	2.0	5.1
	うち補助	22.7	21.5	1.2	5.7
	うち単独	14.8	14.5	0.3	2.1
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち地域社会再生事業費	0.4	-	0.4	皆増
	公債費	11.7	11.9	▲ 0.2	▲ 1.8
	維持補修費	1.4	1.3	0.1	7.2
	うち緊急浚渫推進事業費	0.1	-	0.1	皆増
	投資的経費	12.8	13.0	▲ 0.3	▲ 2.0
	直轄・補助	6.6	6.9	▲ 0.3	▲ 3.8
	単独	6.1	6.1	0.0	0.1
	うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	0.3	0.3	0.0	0.0
	公営企業繰出金	2.5	2.5	▲ 0.0	▲ 1.8
	水準超経費	1.7	2.0	▲ 0.4	▲ 17.2
計		90.7	89.6	1.1	1.3

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

<資料2>

令和2年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
令和2年2月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

I 令和2年度の地方財政の姿

1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	90兆7,397億円	(①89兆5,930億円、+1兆1,467億円、+ 1.3%)
② 地方一般歳出	75兆8,480億円	(①74兆1,159億円、+1兆7,321億円、+ 2.3%)
③ 一般財源総額	63兆4,318億円	(①62兆7,072億円、+ 7,246億円、+ 1.2%)
・水準超経費を除く		
交付団体ベース	61兆7,518億円	(①60兆6,772億円、+1兆 746億円、+ 1.8%)
④ 地方交付税の総額	16兆5,882億円	(①16兆1,809億円、+ 4,073億円、+ 2.5%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	43兆5,452億円	(①42兆8,756億円、+ 6,696億円、+ 1.6%)
⑥ 地方特例交付金	2,007億円	(① 4,340億円、▲ 2,333億円、▲ 53.8%)
⑦ 臨時財政対策債	3兆1,398億円	(① 3兆2,568億円、▲ 1,171億円、▲ 3.6%)
⑧ 財源不足額	4兆5,285億円	(① 4兆4,101億円、+ 1,183億円、+ 2.7%)

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業		
① 震災復興特別交付税	3,742億円	(① 4,049億円、▲ 307億円、▲ 7.6%)
② 規模	8,984億円	(①1兆 987億円、▲ 2,003億円、▲ 18.2%)
(2) 全国防災事業		
規模	1,092億円	(① 1,058億円、+ 34億円、+ 3.2%)

II 通常収支分

地方団体が、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和元年度を0.7兆円上回る額を確保（交付団体ベースの一般財源総額は令和元年度を1.1兆円上回る額を確保）

1 地方財源の確保

一般財源総額 63兆4,318億円（前年度比 +7,246億円、+1.2%）

一般財源（交付団体ベース）の総額 61兆7,518億円（同 +1兆746億円、+1.8%）

※ 一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合） 66.4%（①66.4%）

・ 地方税	40兆9,366億円（前年度比+7,733億円、+1.9%）
・ 地方譲与税	2兆6,086億円（同 ▲1,037億円、▲3.8%）
・ 地方交付税	16兆5,882億円（同 +4,073億円、+2.5%）
・ 地方特例交付金	2,007億円（同 ▲2,333億円、▲53.8%）
・ 臨時財政対策債	3兆1,398億円（同 ▲1,171億円、▲3.6%）

地方債 9兆2,783億円（前年度比 ▲1,500億円、▲1.6%）

・ 臨時財政対策債	3兆1,398億円（前年度比 ▲1,171億円、▲3.6%）
・ 臨時財政対策債以外	6兆1,385億円（同 ▲329億円、▲0.5%）
> 通常債	5兆3,685億円（同 ▲129億円、▲0.2%）
> 財源対策債	7,700億円（同 ▲200億円、▲2.5%）

2 地方交付税の確保

地方交付税（出口ベース） 16兆5,882億円（前年度比 +4,073億円、+2.5%）

【一般会計】	15兆6,085億円（a）
① 地方交付税の法定率分等	15兆898億円
・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	15兆3,253億円
・ 国税減額補正精算分（⑳、㉑、㉒）	▲2,355億円
② 一般会計における加算措置（既往法定分等）	5,187億円

【特別会計】	<u>9,797 億円</u> (b)
① 地方法人税の法定率分	1 兆 4,564 億円
② 交付税特別会計借入金償還額	▲ 5,000 億円
③ 交付税特別会計借入金支払利子	▲ 771 億円
④ 交付税特別会計剰余金の活用	+ 1,000 億円
⑤ 返還金	+ 4 億円
【地方交付税】 (a) + (b)	<u>16 兆 5,882 億円</u>

(参考) 地方交付税の推移 (兆円)

	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	①	②
地方交付税	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6

<令和元年度補正予算 (第1号) に伴う精算>

令和元年度の補正予算 (第1号) において国税収入が減額補正され、地方交付税法定率分の減を補填するため国の一般会計が加算した額 6,496 億円については、令和3年度以降10年間に分割して精算 (各年度の精算額 650 億円)

3 臨時財政対策債の抑制

臨時財政対策債	3兆1,398億円 (前年度比 ▲1,171億円、▲3.6%)
臨時財政対策債残高 (令和2年度末見込み)	53.3兆円 (同 ▲ 0.5兆円、▲0.9%)

4 地域社会再生事業費の創設

偏在是正措置により生じる財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」4,200 億円を計上

地方財政計画において、不交付団体の水準超経費が同程度抑制されることから、歳出全体としては増となっていない

・ 地域社会再生事業費	4,200 億円
-------------	----------

5 まち・ひと・しごと創生事業費の確保

平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略が始まる令和2年度においても、引き続き1兆円を確保

6 社会保障の充実及び人づくり革命等

社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

※下記金額は、国・地方所要額の合計

- ・ 社会保障の充実分の事業費 2兆7,111億円 (①2兆1,930億円)
- ・ 社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費 6,045億円 (① 4,728億円)
- ・ 人づくり革命に係る事業費 1兆5,857億円 (① 4,839億円)

7 緊急浚渫推進事業費の創設

地方団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、新たに「緊急浚渫推進事業費」を計上

- ・ 緊急浚渫推進事業費 900億円
 - 各分野での個別計画に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防及び治山に係る浚渫について、令和2年度から6年度まで地方債の特例措置を講ずる（地方財政法を改正）

8 森林環境譲与税の増額

災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒して増額（森林環境税法等を改正）

- ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額
令和2～6年度までの5年間で2,300億円
- ・ 令和2年度の森林環境譲与税 400億円 (①200億円)
- ・ 令和2年度の特別会計借入金償還額 200億円※
※ 令和元年度の森林環境譲与税の財源として交付税特別会計において借り入れた額の償還

9 技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化

都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費に対して地方財政措置を講ずる

10 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策や防災インフラの整備の推進のため、緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の対象事業を拡充

11 会計年度任用職員制度の施行への対応

会計年度任用職員制度が令和2年度から施行されることに伴う期末手当の支給等に係る経費について一般行政経費（単独）等に計上

- | | |
|--------------|----------|
| ・ 一般行政経費（単独） | 1,690 億円 |
| ・ 公営企業繰出金 | 48 億円 |

12 次世代型行政サービスの推進

Society5.0の実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の全国的な整備及び高度化を推進するため地方財政措置を拡充するとともに、条件不利地域において地域課題の解決等を図るため、5G等の先端的な情報通信技術の導入に要する経費に対して地方財政措置を講ずる

13 地域医療の確保

地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営条件の厳しい地域における二次救急や災害時等の拠点となる中核的な公立病院について、その機能を維持するための繰出しに対して地方財政措置を講ずるとともに、周産期医療・小児医療など、特に公立病院が役割を果たすことが期待される分野について、地方財政措置を拡充

14 公営競技納付金制度の延長

公営競技施行者に偏在する収益金の全国的な均てん化のための公営競技納付金制度について、令和2年度で現行制度の期限が到来することから、現行制度と同内容で令和7年度まで延長（地方財政法を改正）

※ 公営競技納付金制度：公営競技施行者で一定の黒字団体が、収益金の一部を地方公共団体金融機構に納付し、機構が地方団体に対する貸付金の利下げに利用

15 財源不足の補填

令和2年度における財源不足額 4兆5,285億円（前年度比 +1,183億円、+2.7%）

※ 折半対象財源不足は、令和元年度に引き続き生じていない

○ 令和2年度から令和4年度までの間においては、国と地方の折半ルールを適用することとし、令和2年度においては、折半対象財源不足が生じていないことから、以下のとおり財源不足額を補填

① 財源対策債の発行	7,700億円
② 地方交付税の増額による補填	6,187億円
・ 一般会計における加算措置（既往法定分等）	5,187億円
・ 交付税特別会計剰余金の活用	1,000億円
③ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分）	3兆1,398億円

Ⅲ 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

○ 震災復興特別交付税		3,742 億円
	(前年度比 ▲307 億円、▲7.6%)	
○ 震災復興特別交付税により措置する財政需要		
① 直轄・補助事業の地方負担分		2,942 億円
② 地方単独事業分		406 億円
▪ 単独災害復旧事業		134 億円
▪ 中長期職員派遣、職員採用等		272 億円
③ 地方税等の減収分		394 億円
▪ 地方税法等に基づく特例措置分		365 億円
▪ 条例減免分		29 億円

※ 令和2年度の所要額は、3,742 億円であるが、予算額は年度調整分 319 億円を除いた 3,423 億円（令和元年度予算額：3,250 億円）となる

※ 震災復興特別交付税の平成23～令和2年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は 5 兆 4,090 億円

地域社会再生事業費の創設

- 地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」(4,200億円)を計上

地方交付税における算定

【算定項目】

新たな基準財政需要額の算定項目「地域社会再生事業費」を創設し、地域社会の維持・再生に必要な取組に要する経費を算定

【算定額】

地域社会再生事業費 4,200億円程度

うち、道府県分	2,100億円程度
うち、市町村分	2,100億円程度

【算定方法】

測定単位を人口とした上で、地域社会の維持・再生に取り組む必要性が高い団体に重点的に配分を行う観点から、以下の2つの視点による指標を反映

① 人口構造の変化に応じた指標

人口構造の変化によって全国で生じる課題に対応

(算定に用いる指標)

- ・人口減少率
- ・年少人口比率
- ・高齢者人口比率
- ・生産年齢人口減少率

全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している団体の経費を割増し

② 人口集積の度合いに応じた指標

人口集積の度合いが低い地域で、生活を支えるサービスの提供コストが拡大し、持続可能性が低下することに対応

(算定に用いる指標)

- ・非人口集中地区(人口密度4,000人未満)の人口を基本とした指標
[特に人口密度の低い地域の人口を割増し]

人口密度が低く持続可能性の深刻な危機に直面している地域の人口が多い団体の経費を割増し

※ 上記算定とは別途、都道府県が実施する技術職員の充実等(市町村支援及び中長期派遣体制の強化)に要する経費について、総務省に報告した増加職員数に応じて算定

緊急浚渫推進事業費の創設

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業費」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

1. 対象事業

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

- ※ 1 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
- ※ 2 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

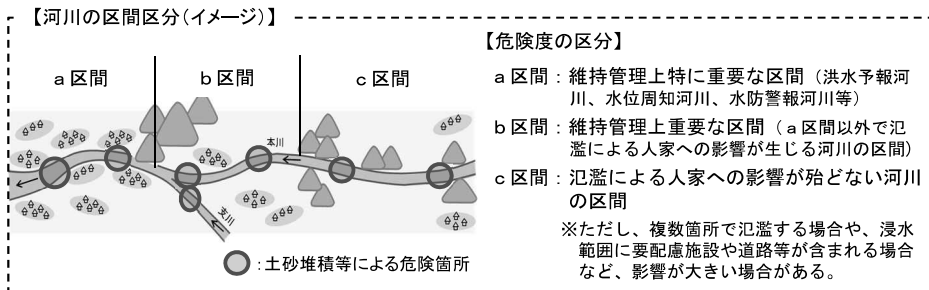
4. 事業費

900億円（令和2年度）

※ 令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

<参考> 河川の浚渫の例

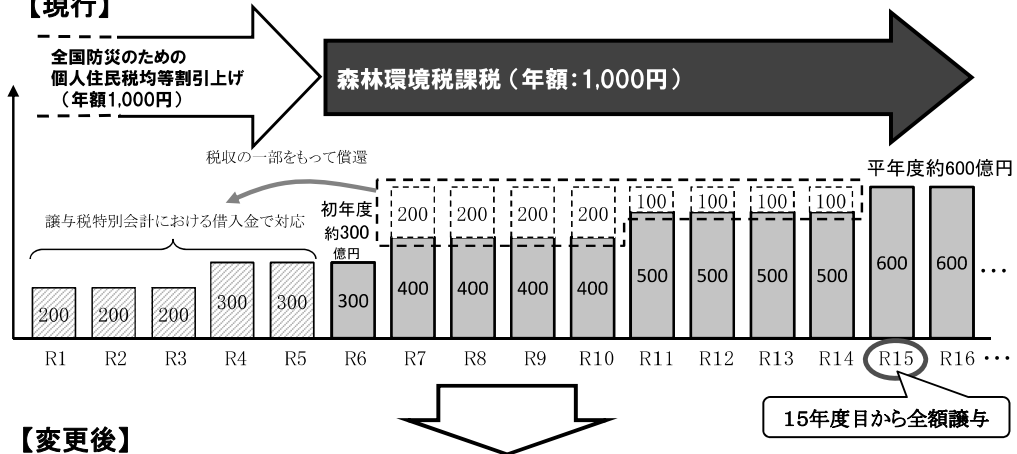
堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施



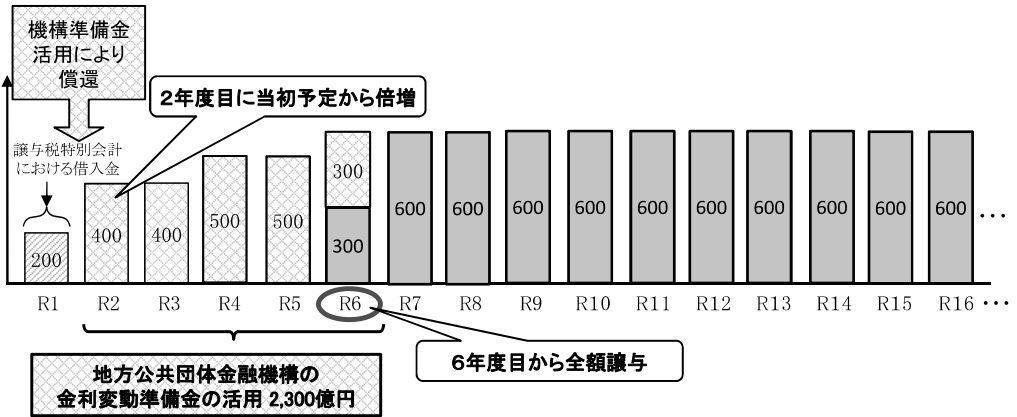
森林環境譲与税の増額

- 令和元年台風15号において倒木による停電被害が拡大したことをはじめ、近年、森林の保水力が低下したことなどにより洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの甚大な被害が発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題
- このため、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を2,300億円活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することにより、森林整備などを一層推進（森林環境税法等を改正）

【現行】



【変更後】



【森林整備の推進】



倒木により電線断線



間伐により倒木を防止

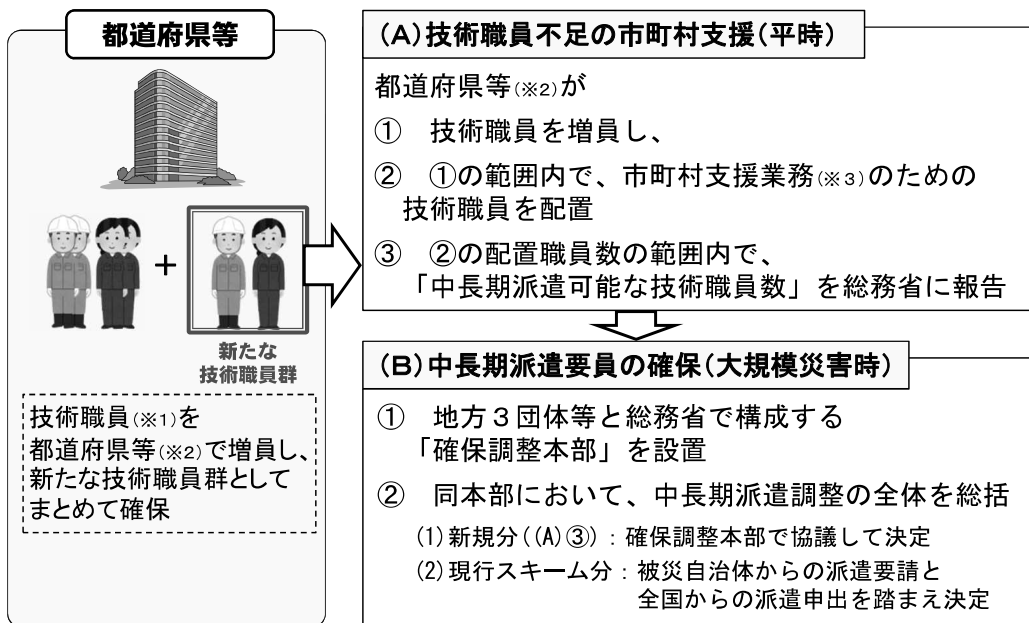


林業を志す人への研修

技術職員の充実等（市町村支援・中長期派遣体制の強化）

- 近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化
- さらに、大規模災害時において、技術職員の中長期派遣を求める声が強いのものの、恒常的に不足している状況
- このため、都道府県等が技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費に対して、地方財政措置を講ずる

1. 制度概要



※1 土木技師、建築技師、農業土木技師、林業技師

※2 市町村間連携として、他市町村の支援業務のために技術職員を増員・配置する市町村を含む

※3 市町村の公共施設管理等に対する支援、災害査定・復旧事業等に対する支援 など

2. 地方財政措置

偏在是正措置により生じる財源を活用し、総務省に報告した職員数((A)③)に係る人件費について、普通交付税措置(「地域社会再生事業費」において、報告数に応じて算定)

※ 市町村分については特別交付税措置

緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策や防災インフラの整備の推進のため、地方財政措置を拡充

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

【対象事業の拡充】

- 指定避難所や災害対策の拠点施設等の浸水対策
(電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等)
- 洪水浸水想定区域等からの消防署の移転

【経過措置】

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

- ※ 事業年度終了後の本事業費の在り方については、期間終了時の地方団体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討

(参 考) 緊急防災・減災事業債

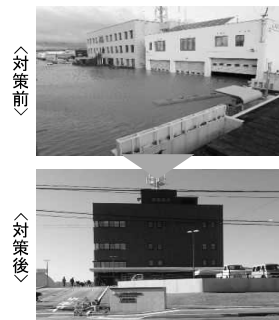
<地方財政措置>

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

<事業年度>

平成29年度～令和2年度

<消防署の浸水対策（イメージ）>



2. 緊急自然災害防止対策事業費の対象事業の拡充等

【対象事業の拡充】※ 令和元年度から適用

道路防災（法面・盛土対策、冠水対策等）、急傾斜地崩壊（市町村分）

農業水利施設（安全対策（用水路・ため池の防護柵等））

- ※ 災害の発生予防、拡大防止を目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業が対象

【経過措置】

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

- ※ 事業年度終了後の本事業費の在り方については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の動向等も踏まえて検討

(参 考) 緊急自然災害防止対策事業債

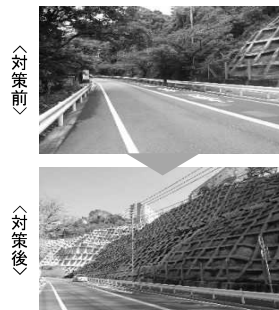
<地方財政措置>

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

<事業年度>

令和元年度～令和2年度

<道路の法面对策（イメージ）>



ICTインフラ整備の推進

- Society5.0の実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の整備状況の地域間格差を是正するため、全国的な整備の推進とともに、高速・大容量の5Gへの移行等に伴う高度化の推進が必要
- このため、地域活性化事業債の「地域情報通信基盤整備事業」の対象を拡充するとともに、過疎対策事業債に「光ファイバ等整備特別分」を創設

1. 地域活性化事業債の「地域情報通信基盤整備事業」の拡充

(1) 対象団体

条件不利地域(※)又は民間事業者による整備が見込めない地域を有する市町村

※ 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪法、辺地法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法又は過疎対策法において規定される条件不利地域

(2) 対象事業の拡充

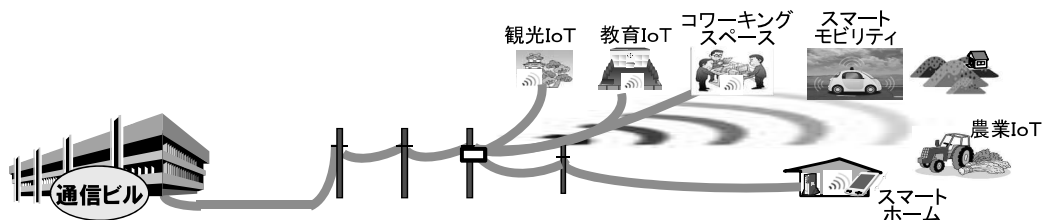
地方団体が単独事業として実施する以下の事業（下線部分）を対象に追加

対象事業	充当率	交付税措置率
① 光ファイバの新設	90%	30%
② <u>光ファイバの高度化を伴う更新</u>		
③ <u>ケーブルテレビの光化</u>		
④ <u>ケーブルテレビの光ファイバの高度化を伴う更新</u>		

2. 過疎対策事業債における「光ファイバ等整備特別分」の創設

過疎対策事業債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%）のハード事業のうち、光ファイバ等の整備に関する事業を「光ファイバ等整備特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等予定額を確保

※ 対象事業は上記1.(2)①～④と同じであり、地方単独事業のみならず、国庫補助事業についても対象



先端的な情報通信技術の導入の推進

1. 条件不利地域における先端的な情報通信技術の導入の推進

人口減少・少子高齢化が進行する中で、地方団体が5G・IoT・AIなどの先端的な情報通信技術を活用して地域課題の解決に取り組めるよう、これらの技術の導入に要する経費について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象団体

条件不利地域(※)を有する地方団体

※ 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪法、辺地法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法又は過疎対策法において規定される条件不利地域

(2) 対象事業

地方団体が条件不利地域において地域住民の生活の維持・向上に必要なサービスを提供するための5G・IoT・AIなど先端的な情報通信技術の導入経費

(3) 地方財政措置(特別交付税措置)

措置率：0.5(財力補正あり)

※ 各年度の事業費上限額

道府県：1億2,000万円、市町村：4,000万円



テレビ電話を活用した
遠隔診療



ドローンを活用した
スマート農林水産業

2. 自治体行政のスマート化の実現のための取組の推進

地方団体が自治体行政の高度化・効率化を実現し、持続可能な行政サービスを確保するために必要な技術を導入する経費について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象事業

RPA、共同オンライン申請システム、インフラ点検に必要なドローン等、地方公務員向けテレワークの導入経費

(2) 地方財政措置(特別交付税措置)

措置率：0.5(財力補正あり)

※ RPAの導入については措置率0.3(財力補正あり)



RPAの導入

地域医療の確保(公立病院に対する地方財政措置の見直し)

- 地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営条件の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる中核的な公立病院に対し、その機能を維持するための繰出しに対して、地方財政措置を講ずる
- 周産期医療・小児医療など、特に公立病院が役割を果たすことが期待される分野について、地方財政措置を拡充

1. 不採算地区の中核的な公立病院に対する特別交付税措置の創設

① 対象要件

不採算地区※に所在する100床以上500床未満の許可病床を有する公立病院であって、次の i) 及び ii) を満たすこと

※ 当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が15km以上となる位置に所在していること
又は 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5km以内の人口が10万人未満であること

- i) 都道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること
- ii) へき地拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること

② 地方財政措置

要件に該当する中核的な病院の機能を維持するために特に必要な経費(医師確保に要する経費、災害拠点等としての機能維持に要する経費等)に係る繰出しに対し、特別交付税措置を講ずる(措置額については、中核的な公立病院の経営状況等を踏まえ、今後検討)

地域医療構想の更なる推進に向け、令和2年度に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、令和3年度以降の更なる公立病院の改革のプランの策定を要請することとしており、不採算地区の中核的な公立病院に対する地方財政措置については、この更なる改革プランの策定を要件とする。(現行の不採算地区の公立病院に対する地方財政措置についても同様)

2. 周産期医療・小児医療等に対する特別交付税措置の拡充

周産期医療、小児医療、小児救急及び救命救急センターに対する特別交付税措置を概ね2割程度拡充するとともに、不採算地区の病院(100床未満)について経営状況等を踏まえ特に病床数が少ない病院を中心に特別交付税措置を拡充

※ 上記1. 2. のほか、公的病院等に対しても上記の措置に準じた措置を講ずる



主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区 分		令和2年度	令和元年度
歳	入 合 計 ①	907,397	895,930
地	方 税 ②	409,366	401,633
地	方 譲 与 税 ③	26,086	27,123
地	方 特 例 交 付 金 ④	2,007	4,340
地	方 交 付 税 ⑤	165,882	161,809
地	方 債 ⑥	92,783	94,282
	うち臨時財政対策債 ⑦	31,398	32,568
復	旧 財 復 興 事 業 分 ⑧	▲ 86	▲ 90
一	般 財 源 充 当 分 ⑨	▲ 335	▲ 312
全	国 防 災 事 業 分 ⑨	▲ 335	▲ 312
一	般 財 源 充 当 分 ⑨	▲ 335	▲ 312
主 な 地 方 財 政 関 係 指 標	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	634,318	627,072
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧+⑨}{①}$	66.4%	66.4%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	10.2%	10.5%

（参考）

- 地方の借入金残高 189.2兆円（令和2年度末見込み）
（東日本大震災分を含む） ※ 191.5兆円（令和元年度末見込み）
- 交付税特別会計借入金残高 30.7兆円（令和2年度末）
 ※ 31.2兆円（令和元年度末）

1. 地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

区 分		(単位: 億円、%)			
		令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	409,366	401,633	7,733	1.9
	地 方 譲 与 税	26,086	27,123	△ 1,037	△ 3.8
	地 方 特 例 交 付 金	2,007	4,340	△ 2,333	△ 53.8
	地 方 交 付 税	165,882	161,809	4,073	2.5
	国 庫 支 出 金	152,157	147,174	4,983	3.4
	地 方 債	92,783	94,282	△ 1,500	△ 1.6
	うち臨時財政対策債	31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
	うち財源対策債	7,700	7,900	△ 200	△ 2.5
	使用料及び手数料	15,761	16,083	△ 322	△ 2.0
	雑 収 入	43,776	43,887	△ 111	△ 0.3
	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 86	△ 90	4	△ 4.4
	全国防災事業一般財源充当分	△ 335	△ 312	△ 23	7.4
	計	907,397	895,930	11,467	1.3
	一 般 財 源 (水準超経費を除く交付団体ベース)	634,318	627,072	7,246	1.2
	617,518	606,772	10,746	1.8	
歳 出	給 与 関 係 経 費	202,876	203,307	△ 431	△ 0.2
	退 職 手 当 以 外	187,553	187,685	△ 132	△ 0.1
	退 職 手 当	15,323	15,622	△ 299	△ 1.9
	一 般 行 政 経 費	403,717	384,197	19,520	5.1
	補 助	227,126	214,845	12,281	5.7
	単 独	147,510	144,504	3,006	2.1
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,881	14,848	33	0.2
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	-	4,200	皆増
	公 債 費	116,979	119,088	△ 2,109	△ 1.8
	維 持 補 修 費	14,469	13,491	978	7.2
	うち緊急浚渫推進事業費	900	-	900	皆増
	投 資 的 経 費	127,614	130,153	△ 2,539	△ 2.0
	直 轄 ・ 補 助	66,477	69,077	△ 2,600	△ 3.8
	単 独	61,137	61,076	61	0.1
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	3,000	3,000	0	0.0
	公 営 企 業 繰 出 金	24,942	25,394	△ 452	△ 1.8
	企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	15,138	15,383	△ 245	△ 1.6
そ の 他	9,804	10,011	△ 207	△ 2.1	
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	16,800	20,300	△ 3,500	△ 17.2	
計	907,397	895,930	11,467	1.3	
(水準超経費を除く交付団体ベース)	890,597	875,630	14,967	1.7	
地 方 一 般 歳 出	758,480	741,159	17,321	2.3	

2. 地方財政計画歳入歳出一覧(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位: 億円、%)

区 分		令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増 減 (A)-(B)	増 減 額 (C)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	震災復興特別交付税	3,742	4,049	△ 307	△ 7.6	
	一般財源充当分	86	90	△ 4	△ 4.4	
	国庫支出金	5,065	6,768	△ 1,703	△ 25.2	
	地方債	15	12	3	25.0	
	雑収入	76	68	8	11.8	
計		8,984	10,987	△ 2,003	△ 18.2	
歳 出	給与関係経費	71	78	△ 7	△ 9.0	
	一般行政経費	1,748	2,422	△ 674	△ 27.8	
	補助	1,104	1,756	△ 652	△ 37.1	
	単独	644	666	△ 22	△ 3.3	
	公債	75	68	7	10.3	
	投資的経費	7,075	8,344	△ 1,269	△ 15.2	
	直轄・補助	6,941	8,182	△ 1,241	△ 15.2	
	単独	134	162	△ 28	△ 17.3	
公営企業繰出金	15	75	△ 60	△ 80.0		
計		8,984	10,987	△ 2,003	△ 18.2	

(2) 全国防災事業

(単位: 億円、%)

区 分		令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増 減 (A)-(B)	増 減 額 (C)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地方税	756	745	11	1.5	
	一般財源充当分	335	312	23	7.4	
	雑収入	1	1	0	0.0	
計		1,092	1,058	34	3.2	
歳 出	公債	1,092	1,058	34	3.2	
	計	1,092	1,058	34	3.2	

(参 考)

通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位：億円、%)

区 分		令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額 増 減 (C)	率 (C)/(B)
入	地 方 税	410,122	402,378	7,744		1.9
	地 方 譲 与 税	26,086	27,123	△ 1,037	△	3.8
	地 方 特 例 交 付 金	2,007	4,340	△ 2,333	△	53.8
	地 方 交 付 税	169,624	165,858	3,766		2.3
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	165,882	161,809	4,073		2.5
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	3,742	4,049	△ 307	△	7.6
	国 庫 支 出 金	157,222	153,942	3,280		2.1
	地 方 債	92,798	94,294	△ 1,497	△	1.6
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	31,398	32,568	△ 1,171	△	3.6
	う ち 財 源 対 策 債	7,700	7,900	△ 200	△	2.5
	使 用 料 及 び 手 数 料	15,761	16,083	△ 322	△	2.0
	雑 収 入	43,853	43,956	△ 103	△	0.2
	計	917,473	907,975	9,498		1.0
一 般 財 源	639,237	632,268	6,969		1.1	
出	給 与 関 係 経 費	202,947	203,385	△ 438	△	0.2
	退 職 手 当 以 外	187,624	187,763	△ 139	△	0.1
	退 職 手 当	15,323	15,622	△ 299	△	1.9
	一 般 行 政 経 費	405,465	386,619	18,846		4.9
	補 助	228,230	216,601	11,629		5.4
	単 独	148,154	145,170	2,984		2.1
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,881	14,848	33		0.2
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0		0.0
	地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	-	4,200	皆増	
	公 債 費	118,146	120,214	△ 2,068	△	1.7
	維 持 補 修 費	14,469	13,491	978		7.2
	う ち 緊 急 浚 渫 推 進 事 業 費	900	-	900	皆増	
	投 資 的 経 費	134,689	138,497	△ 3,808	△	2.7
	直 轄 ・ 補 助	73,418	77,259	△ 3,841	△	5.0
	単 独	61,271	61,238	33		0.1
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0		0.0
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800	4,800	0		0.0
	う ち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	3,000	3,000	0		0.0
	公 営 企 業 繰 出 金	24,957	25,469	△ 512	△	2.0
	企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	15,138	15,383	△ 245	△	1.6
	そ の 他	9,819	10,086	△ 267	△	2.6
	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	16,800	20,300	△ 3,500	△	17.2
	計	917,473	907,975	9,498		1.0
地 方 一 般 歳 出	767,389	752,078	15,311		2.0	